

法学部

1 大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(理念・目的等) A群・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性 A群・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性	【現状】 明治大学の「権利・自由」「独立・自治」の理念は創立以来のものであり、120年におよぶ伝統の中で育てられ法学部の教育の基本となってきた。しかしこの理念も、日本が大きな社会的転換期を迎えている今、急速に変化しつつある現実とどう対峙してゆくべきかを厳しく問われている。この理念を空虚な建前と化さしめることなく、現在われわれを取り巻いている国際化・情報化の流れの中でいかに堅持していくことができるのか、という課題にわが法学部は直面している。 こうした理念に鑑みて、法学部では、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」によってその理念の新たな振起をこころみている。ただし、これは言うまでもなくきわめて困難な課題であり、目標に近づくためには危機感に支えられた教員一人一人の自覚が不可欠である。しかし現状はこの点でいささか不安な点はない。なぜなら、周知のように大学教員は研究と教育を両立することが求められているが、この両者のバランスをとることは言うまでもなく困難な課題であるため、往々にして、教育の前提要件となる研究の充実にエネルギーをとられてしまう結果、意図に反して心ならずも教育の比重が軽くなってしまうことがあるからである。 ともあれ、わが法学部の方針を周知させるための方法として、学外者に対しては、2004年度に学部ホームページやガイドを全面的にリニューアルし、内容を充実させて、学部独自の積極的な広報活動を行っている。また、在学生に対しては、「日本近代史と明治大学」と題して、法学部だけに向けたものではないが、建学の趣旨及び草創期の歴史に関する講義を行っており、さらに、2005年度から新たなコース制(5コース)を導入した。 【長所】 大きく変化しつつある現代日本社会に対応できる人材を育成すべく、抜本的な改革を進行させている。 【問題点】 学部定員の削減、大規模授業の解消など適正な規模の教育環境の実現並びに設置科目の約半数以上を兼任教員が担当する教育からの脱却が求められる。	・問題点に対する改善方策 法科大学院設立に伴い、そこへ入学するための前提となる教育を施すことを目標とし、本学部の人材養成の具体的手段として、2005年から学部独自のカリキュラムを実施している。すなわち少人数ゼミナールを核とするく教育の親密圏の創出によって、法科大学院ではおこなうことの出来ない人間性涵養などを中心として先端的法学教育を行おうとするものである。というのも、法科大学院は、司法試験合格という目的が鮮明であるため、ともすれば受験技術に偏った教育に陥る危険な点はないからであり、これに対して学部教育は、学生の年齢からしてもまだ社会に出るまでに間があるため、現実を見つめながらも理念的な問題を考えるだけの時間的余裕を持つことが可能だからである。そのためには、中・長期的目標として、現行の900名定員を700名へ削減する方向で、適正規模の教育環境の実現を目指している。また兼任教員に依存する教育を改めるべく専任教員の増員・補充を検討している。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(理念・目的等の検証) C群・大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況	【現状】 現代社会の急激な変化に直面し、一般企業は否応なく自己変革を迫られ、試みている。 この変化に対して、大学はその倫理的理念に照らし是々非々の姿勢で臨むべき社会的責任がある。大学は、元来、時流に抗して一定の教育理念を掲げる組織である以上、社会の変化にすぐさま同調するものではない。だが	・問題点に対する改善方策 社会の変化や要請への対応するために「カリキュラム運営委員会」において、コース制、新カリキュラムが実効あるものかを検証する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
C群・大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況	しかし、このことが大学人をして社会の変化に対する感覚を鈍らせ、その理念を現実のなかで絶えず検証する努力を怠らせていないかどうか、つねに自戒せねばならない。本学部では、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念を、少人数ゼミナールを核とする＜教育の親密圏＞の創出によって達成するために、2005年度から5コース制(「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「国際関係法コース」「法と情報コース」)を導入し、これまで法曹養成教育が中心であった学部教育について、新しいカリキュラムの立ち上げをした。 【問題点】 教育理念に沿った教育実践のために、コース制、新カリキュラムの検証を常に行う必要がある。	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(健全性、モラル等) C群・大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況	【現状】 大学が巨大化し大衆化した現在、これまで学外の一般社会での問題とみなされていた出来事が大学内でも日常的に生起するようになってきた。盗難、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、レイプ、精神障害に起因する異常行動などである。こうした新たな事態に直面し、大学が教育という本来の社会的使命をまっとうするためには、これらの問題と正面から取り組む努力が不可欠である。本学では諸規程の整備や教育プログラムの策定が、現在進行している。 【問題点】 上述の未聞の状況に際会しながら、しかしそこにはらまれている深刻な問題性について、教員の自覚は目下のところきわめて希薄である。この状態が続くなら、問題解決の困難さは次第にその度合いを深めるであろう。たとえば精神障害に起因する異常行動を例にとると、教室における他の学生の勉学の権利を侵害するだけでなく教員の授業の義務の遂行をも不可能にしかねない。	・問題点に対する改善方策 本学部は、如上の諸問題に対応する教育上のカリキュラムの策定もさることながら、その専門とする学問の性格からして特に、アカデミック・ハラスメントに関する規程の策定のプロセスでもみられたように、新たな学内一般の規程の整備確立に寄与していく。

大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標に基づいた特色ある取組み

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(大学・学部における特色ある取組)	【現状】 本学部では、近年の国際化、情報化の著しい進展に対応した法学教育のあり方について鋭意検討を重ねてきた。その結果、「英語で学ぶ日本法プログラム」で日本法の基礎を英語で学ばせ、日本法を英語で外国に紹介し、また将来自らの職務においてその専門知識を活用できるような能力を身につけた学生を養成することを目指している。さらにオーストラリアの西シドニー大学法律・ビジネス学部と提携して、「西シドニー大学との協働による法学教育」プログラムを実行している。本プログラムの実行方法は以下のとおりである。	・問題点に対する改善方策 プログラムのさらなる充実を図るとともに、西シドニー大学法律・ビジネス学部への短期研修及び交換留学については2006年度より「国際交流・留学支援委員会」(仮称)の分科会等の適切な機関がその実績を検証し、問題点の洗い出しを行っている。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	(1)日本法の基礎を英語で学ぶ講座を置く。(2)西シドニー大学法律ビジネス学部との交換教授制度により、コモン・ロー及び比較法を英語で講義する講座を開く。(3)インターネットを利用した遠隔授業をおこない、また講義のDVDパッケージ等の提供を受ける。(4)短期留学の制度 Japanese Summer Law School を実行する。(5)西シドニー大学の法律ビジネス学部の法学担当教員との間でワークショップを定期的開催する。このワークショップには、学生を参加させる。(6)西シドニー大学法律ビジネス学部学生の短期留学を受け入れる。 なお、本取組みの最終目標として、学生については(1)法律分野での同時通訳を含む日英通訳者を養成する、(2)法律文書の日英翻訳家を養成する、(3)西シドニー大学の学生の本学への短・長期留学、(4)本学学生を西シドニー大学ロースクールに進学させ法曹資格を取得させる、ことを目指す。教員については、双方の間で交換教授制度を開始・運用することを目指している。なお、2004年度後半から2005年度初頭にかけて、大学教育の国際化推進プログラム(国際GP)『西シドニー大学との協働による法学教育』により教員2名を同大学に派遣し、交換教授制度のあり方、教材開発の具体的方法などを研修させた。また、2005年11月には、本学において、西シドニー大学法律ビジネス学部法学担当教員とのワークショップ、シンポジウム及び学生への模擬授業を行った。そして本2006年度は第一回のサマーロースクールを8月5日から30日まで実施した。参加者は6名だったが、来年度は25名程度に増加する予定である。 【長所】 「英語で学ぶ日本法プログラム」及び「西シドニー大学との協働による法学教育」プログラムを実行することにより、学生が法学の研究においてはもとより、高度の外国語運用能力と異文化への深い理解を得ること大きな利便を得ることができる。また、西シドニー大学法律・ビジネス学部への短期研修及び交換留学を通じて、外国ロースクールへの進学、外国の法曹資格の取得への足がかりとなりうる。 【問題点】 西シドニー大学法律・ビジネス学部への短期研修及び交換留学は2006年度より実施されたため、その実績を検証する必要がある。	

2 教育研究組織

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
【目的・目標】	明治大学の「権利・自由」「独立・自治」の精神は創立時に生まれ、120年におよぶ伝統の中で育てられ法学部の基本的な教育理念・目的になっている。この理念は現在の国際化、情報化された社会において新しい意味づけが行われ、「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」、すなわち国際社会のなかで人間の原点を忘れずに、し	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
かも法律を社会に生かしていくことができる人材の育成を目指している。この教育目標を達成するための教育研究組織が適切かどうかを不断に検証する。		
(教育研究組織) A群・当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性	【現状】 法学部では学生ならびに社会のニーズに対応するためカリキュラム改革を行い、2005年度より「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「国際関係法コース」「法と情報コース」からなる5コース制を実施している。「法曹コース」は全国の法科大学院の既修者コース(2年制)の論文試験に対応できる能力を養成することを目的としたコースであり、「公共法務コース」は国家公務員、地方公務員、裁判所職員及び国会職員その他の法律関連専門職に就職することを希望する学生を対象としたコースである。「ビジネスローコース」は企業法務や公益法人・非営利法人などの組織での法律関連業務、あるいは国際的な取引・ビジネス法務、自ら企業を起こそうとする者等、現代ビジネス社会で活躍しようとする学生を対象とする。「国際関係法コース」は国際社会で活躍したいと望む学生を対象とするコースであり、「法と情報コース」はIT関連企業への就職を目指す学生を対象とするコースである。コースごとに専任教員からなるコース主任及び副主任が教授会により選任され、カリキュラム運用上の問題に対処することとなっている。 学部内には、学生・教員の親睦・研究促進のため「法学会」という組織を有して、課外における学生の学習研究活動の促進に寄与している。 法学研究科博士課程(前期・後期)には公法学専攻と民事法学専攻が設けられ、さらにそれぞれに法学研究コースと法学専修コースとが設置されている。 大学の機関としては、現行司法試験を目指す学生のために「法制研究所」が置かれ、和泉地区の「基礎法学研究室」、駿河台地区の上級研究室(「法科特別研究室」「法学研究室」「司法研究室」「駿台法科研究室」「現代法研究室」の5研究室)で構成されている。また、明治大学博物館の中には、「刑事博物館」が置かれている。 【長所】 従前の「法職コース」、「総合法律コース」及び「国際法文化」コースの3コース制を5コース制により細分化することにより、学生の進路に応じたニーズに適うきめ細かい教育が可能となっている。 【問題点】 2006年度より法科大学院修了者を対象とする新司法試験が開始され、現行(旧)司法試験の合格者の割合が2010年に向けて漸減していく中で上記「法制研究所」の位置づけ及び法科大学院修了者の新司法試験合格に至るまでの処遇について明確なビジョンが提示されていない。	・問題点に対する改善方策 遅くとも2010年までに左記「法制研究所」各研究室を再編統合し、法科大学院修了者に対する新司法試験合格支援機関とすることによって、とりわけ法科大学院卒業後新司法試験合格に至るまでの学習の場を確保する。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教育研究組織の	【現状】 教育組織の妥当性については、各科目群主任が合議	・問題点に対する改善方策 日常のカリキュラム運営上の問題

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
検証) C群・当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況	を開き、検証に努めている(総合教養科目群主任、国語・論文演習科目群主任、情報科目群主任、言語・言語圏文化科目群主任、保健体育科目群主任、法律基礎科目群主任、法律関連科目群主任、共通ゼミ科目群主任、法曹コース科目群主任、公共法務コース科目群主任、ビジネスコース科目群主任、国際関係法コース科目群主任、法と情報コース科目群主任)。 カリキュラムの運営を円滑に進めるため「法学部将来計画検討委員会」のもとに「カリキュラム運営専門部会」が設けられている。 【長所】 カリキュラムをめぐる問題を教育研究組織に関わる学部全体の将来構想と併せて多角的に検討することが可能となっている。 【問題点】 各科目群主任及び科目群主任会議と「カリキュラム運営専門部会」の関係・権限が必ずしも明確ではない。	については科目群主任会議が責任を負い、教育研究組織の妥当性の検証及び将来のカリキュラム改変につながる問題については「将来計画検討委員会」に設置された「カリキュラム運営専門部会」に委ねるよう、権限の明確化に努める。

3 学士課程の教育内容・方法等

(1) 教育課程等

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(学部・学科等の教育課程) 【目的・目標】 本学部は、本学の創立理念である「権利・自由」「独立・自治」の精神のもと、現代の国際化社会、情報化社会においてこの精神を実現すべく、「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を教育理念・目標として掲げている。これが目指すところは、国際社会のなかで人間の原点を忘れず、法律を社会に生かしていくことができる人材の育成である。		
A群・学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連	【現状】 上記の目標を達成するため2005年度より実施のカリキュラムでは、法律関係科目として、「演習科目群」「法律必修科目群」「コース科目群」「自由選択科目群」の4つの科目群を配置し、それ以外に「総合教養科目群」「日本語科目群」「情報科目群」「外国語科目群」「保健体育科目群」の5つの科目群を配置している。多様な科目を体系的に配置することによって、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という学校教育法第52条及び「大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とする大学設置基準第19条の要請に込めている。	・問題点に対する改善方策 年度ごとに「将来計画検討委員会」の専門部会でカリキュラムの妥当性について学年の年次進行に応じて問題点を洗い出し、検証する。とりわけ法科大学院が設置されたことに伴い、従前の司法試験受験を念頭に置いた実利的法学教育ではなく、多様な分野にわたる法学教育、基礎法教育、世界の比較文化教育、教養教育、外国語教育、リテラシー教育及び身体コミュニケーション教育により、法について考え、批判することのできる学生の養成を念頭においた教育のあり方を検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	【長所】 学生の進路に対応した5コース制を採用し、それぞれのコースにふさわしい科目を配置して、コースの特色を出している。 【問題点】 新カリキュラムであるため、適切性・有効性について年次ごとの不断の検証が必要である。	
A群・学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性	【現状】 2005年度より実施のカリキュラムでは、専門科目(法律関連科目)の前提として、「日本語科目群」「情報科目群」「外国語科目群」「保健体育科目群」及び「演習科目群」のうちの「法律リテラシー」「教養基礎演習」など、その大半を1・2年次科目として配置し、法律関連科目のうち「現代法入門Ⅰ・Ⅱ」「憲法(人権)Ⅰ・Ⅱ」「民法(総則)Ⅰ・Ⅱ」「刑法(総論)Ⅰ・Ⅱ」からなる「法律必修科目群」を1・2年次配当の科目とした上で、「法曹コース科目群」「公共法務コース科目群」「ビジネスローコース科目群」「国際関係法コース科目群」「法と情報コース科目群」のほか「自由選択科目群」の大部分を3・4年次履修科目として配置し、「総合教養科目群」は総合科目として1年次から4年次のいずれにおいても履修可能な科目として配置しており、学士課程としてのカリキュラムの体系性を保っている。 【長所】 1年次に必修科目を集中配置することにより、学生の将来を見据えたコース選択・科目履修の自由度が図られている。 【問題点】 必修科目の1年次集中について、学生の過度の負担になっていないか、科目選択の自由度が十分か、統計的に追跡検証する必要がある。	・問題点に対する改善方策 授業改善アンケートのほかに、必修科目全体を対象としてアンケートを実施して、学生の負担感を評価し、年度ごとに「将来計画検討委員会」の専門部会でカリキュラムの妥当性について検証する。
A群・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ	【現状】 2005年度から実施のカリキュラムでは、「日本語科目群」「外国語科目群」「保健体育科目群」「法律必修科目群」を必修とするほか、「哲学Ⅰ・Ⅱ」「倫理学Ⅰ・Ⅱ」「ことばの文化Ⅰ・Ⅱ」「心理学Ⅰ・Ⅱ」「社会思想史Ⅰ・Ⅱ」「生命と人間Ⅰ・Ⅱ」等の「総合教養科目群」に属する科目や「情報科目群」に属する科目を自由選択科目としている。「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修としている。また、それぞれの法律専門科目においても、各々の法律を学ぶ際に、人間行為の倫理性が問われることとなる。 【長所】 専任教員が少人数の学生を受け持ち、学生の総合的な教養力・判断力を涵養する「法律リテラシー」及び「教養基礎演習」を必修科目とし、さらに多様な演習科目を年次ごとに配置することで、学生の人格ならびに倫理性を培うことが可能なカリキュラムとなっている。	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
B群・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性	【現状】 2005年度より実施のカリキュラムでは、「法律必修科目群」すなわち「現代法入門Ⅰ・Ⅱ」「憲法(人権)Ⅰ・Ⅱ」「民法(総則)Ⅰ・Ⅱ」「刑法(総論)Ⅰ・Ⅱ」を1年次配当の必修科目(16単位)とした上で、「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修とし、「法曹コース科目群」「公共法務コース科目群」「ビジネスローコース科目群」「国際関係法コース科目群」「法と情報コース科目群」のうち各区分で定められた単位を44単位以上選択必修科目として修得しなければならず、また、各コース科目群に「コース専門法律科目」、「コース展開・先端科目」、「基礎法科目」「外国法科目」、「コース専門文化科目」等を配置することにより、「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念・目標に応え、学校教育法第52条に適合するようにしている。 【長所】 学生の進路に応じたコースごとに特色ある専門科目が履修可能になっている。 【問題点】 3年・4年次配当の専門科目で、一部、担当教員の配置が未確定の科目がある。	・問題点に対する改善方策 早急に各コースにおいてコース主任を中心に、担当教員が確定していない科目への教員配置を決め、学部内、学内手続きを進める。
B群・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性	【現状】 2005年度より実施のカリキュラムでは、「総合教養科目群」に「人文」系列(「哲学Ⅰ・Ⅱ」「倫理学Ⅰ・Ⅱ」「ことばと文化Ⅰ・Ⅱ」「心理学Ⅰ・Ⅱ」「芸術Ⅰ・Ⅱ」の各科目)、「社会」系列(「政治学Ⅰ・Ⅱ」「経済学Ⅰ・Ⅱ」「社会学Ⅰ・Ⅱ」「歴史学Ⅰ・Ⅱ」「社会思想史Ⅰ・Ⅱ」)、「自然」系列(「物質と宇宙Ⅰ・Ⅱ」「生命と人間Ⅰ・Ⅱ」「数理と情報Ⅰ・Ⅱ」「エネルギーと環境Ⅰ・Ⅱ」「科学と技術の歴史Ⅰ・Ⅱ」の各科目)及び共通講座系列(「自由講座」「総合講座」の各科目)を配置し、12単位を選択必修としているほか、「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修としていることにより、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮がなされている。 【長所】 「法律リテラシー」「教養基礎演習」を必修とすることにより「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮がなされている。 【問題点】 新カリキュラムに対する年次ごとの検証が必要である。	・問題点に対する改善方策 授業改善アンケートの実施等を通じて問題点を洗い出し、「将来計画検討委員会」の専門部会で年次ごとにカリキュラムの妥当性を検証する。
B群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力	【現状】 2005年度より実施のカリキュラムでは、English, ドイツ語, フランス語, 中国語, スペイン語, ロシア語, 及び日本語(留学生)のうちからいずれか2言語を選択し、合計16単位を必修としている。会話を中心とした学部間共通外国語科目も8単位を限度として自由選択科目として認定される。従来、中国語について、学生の要望に十分応えら	・問題点に対する改善方策 能力別クラス編成を可能にするため各種検定試験が活用できないか、財政面も含めて「将来構想委員会」(仮称)の分科会で検討する。 西シドニー大学法律・ビジネス学

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
の育成」のための措置の適切性	れない状態であった。アジアにおける中国文化の重要性を考慮し、2002 年度から中国語を5クラスに増設した。なお、2004 年度以降、前年まで4 年間の希望数の割合に合わせてクラス編成を行うことを決定した。その結果、2004 年度以降は、ドイツ語8クラス、フランス語8クラス、中国語7クラス、スペイン語3クラスとしている。 また、専門科目として「英語で学ぶ日本法プログラム」の一環として「Introduction to Modern Law I・II」, 「Business Law in English I・II」を設置し、英語を母国語とする教員が講義を行っている。さらにオーストラリア西シドニー大学法律・ビジネス学部と教育・研究交流協定を締結し、交換留学のほか、夏期休暇中に3週間の短期研修が可能となっている。 【長所】 「英語で学ぶ日本法プログラム」で学生に日本法の基礎を英語で学ばせ、日本法を英語で外国に紹介し、将来自らの職務上でその専門知識を活用できるような能力を身につけることが可能となる。西シドニー大学法律・ビジネス学部への短期研修及び交換留学を通じて、外国ロースクールへの進学・外国の法曹資格の取得への足がかりとなりうる。 【問題点】 外国語クラスの編成については、学生の動向によってクラス数が左右されるので、年次ごとの適切なクラス編成及び教員の確保が必要となる。また、同一外国語・同一クラスの中でも、学生により語学力に偏りが見られるので、能力別のクラス編成も検討課題となる。西シドニー大学法律・ビジネス学部への短期研修について 2006 年度実績は6名にとどまった。募集時期を早める等、運用の見直しが必要である。	部への短期研修及び交換留学については 2006 年度に設置された「国際交流・留学支援委員会」が、継続的にその実績を検証し、問題点の洗い出しを行っている。
B群・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性	【現状】 総履修可能単位 170 単位のうち、卒業要件として 128 単位の修得が必要であり、そのうち専門教育的科目(「法律必修科目群」科目 16 単位、各「コース科目群」科目 44 単位、「演習科目群」科目 4 単位)計 64 単位、「日本語科目群」科目4単位、「外国語科目群」科目 16 単位、「総合教養科目群」科目 12 単位、「保健体育科目群」科目2単位が必修とされている。専門教育的科目と教養教育的科目との単位の配分は適切になされている。 また 2005 年度入学者からは3年次修了による早期卒業制度を導入した。 【問題点】 早期卒業制度については、運用実績を見ながら要件等を継続的に検討する必要がある。	・問題点に対する改善方策 早期卒業制度は学生の進路とも関係が深いので、その運用に関わる学部・研究科・法科大学院間の連絡委員会設置を検討する。
B群・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実	【現状】 教養教育の実施については教養科目委員会、専門科目については専門科目委員会の審議を経た上で、最終的には教授会で決定されている。	・問題点に対する改善方策 駿河台校舎または和泉校舎での4年間一貫教育の実現に向けて、検討に入る。各科目群と各コース

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
践状況	【問題点】 和泉校舎と駿河台校舎に分断されているため、基礎教育・教養教育及び専門教育の一貫した実施・運営に困難の生じる場合がある。また、各科目群と各コースとの関連が曖昧である。	制の関連をより明確にするため、カリキュラム運営専門部会等で検討する。
C群・グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ	【現状】 2005年度実施の新カリキュラムでは、教養教育として「外国語科目群」16単位を必修とする他、学部間共通外国語科目、課外語学セミナー等を配置している。また専門科目として「国際関係法コース科目群」各科目あるいは「Introduction to Modern Law I・II」「Business Law in English I・II」等によりグローバル化に対応している。一方で、教養科目としての「情報科目群」、専門科目としての「法と情報コース科目群」各科目により高度情報化社会に対応している。また、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力の涵養についても多数の演習科目を通してその実現が可能となっている。 【問題点】 本学部ではコミュニケーション能力等の教育を教養教育の枠を超えて実現しようと試みているが、体系的に欠ける部分がある。	・問題点に対する改善方策 カリキュラム運営専門部会で継続的に検討を重ねる。
C群・起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ	【現状】 2005年度実施の「ビジネスローコース」設置科目で対応する。 【長所】 「ビジネスローコース」では知的財産法、会社法、経済法などの起業家的能力の涵養のための科目が用意されている。 【問題点】 起業プロセスを疑似体験できるような実習科目が配置されていない。	・問題点に対する改善方策 カリキュラム運営専門科目によるカリキュラム再検討の際に検討課題とする。
C群・学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況	【現状】 年1回の義務的健康診断の実施。なお、保健体育科目群2単位において、学生の心身の健康の保持・増進を教育的に配慮しながら授業が行われている。 心のケアについては、教養科目担当教員と専門科目担当教員の名から各1名の学生相談室委員を選任し、学生を適切に指導している。特に問題がある場合には執行部と学生相談室が密接に連携しながら適切に対処している。 【長所】 心身に特に問題のある学生の存在を執行部が早期に把握し、対処が可能となりうる。 【問題点】 相談件数の増加、内容の多様化に対応できるよう、学	・問題点に対する改善方策 学部としては、学生相談室との連携をより密にし、協力していく。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	生相談室の拡充が求められる。	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(カリキュラムにおける高・大の接続) 【目的・目標】 学生の後期中等教育から高等教育への移行を円滑にするため、付属校をはじめとする高校への出張授業等に継続的に対応する。		
A群・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況	【現状】 高校側から課外講座等の要望がある場合には、講師を可能な限り派遣するよう努めている。付属高校の生徒に対して年に1回学部開講科目の試聴を実施し、また、希望者には法学検定4級の受験指導を実施している。さらに、入学前の導入教育として模擬法廷での研修を行っている。スポーツ推薦入学者については、入学前に法学関連書物の講読及びレポート提出を課し、入学後においてはTAによるケアが可能である。全入学生に対する入学後の導入教育として2005年度から「法律リテラシー」「教養基礎演習」が必修科目とされている。 【長所】 少人数による「法律リテラシー」「教養基礎演習」の1年次必修化によって、大学における学習方法の習得が可能となっている。 【問題点】 付属高校生の大学授業参加による単位認定などが課題となる。	・問題点に対する改善方策 学部執行部と付属高校の連絡会議を通して高大連携の課題を検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(カリキュラムと国家試験) 【目的・目標】 法科大学院の設立に伴い現行司法試験の受験を目指す学生は減少傾向にあるが、法曹専門家の養成のために法科大学院進学者を対象とする法曹コース、国家公務員等志望する学生のための公共法務コースを設置し、国家試験への対応を図る。		
C群・国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率	【現状】 現行の司法試験については、主に1年生対象の「基礎法学研究室」及び2年生以上を対象とする「法科特別研究室」「法学研究室」「司法研究室」「駿河台研究室」「現代法研究室」を設置して本学卒業生と法学部専任教員による指導を行っている。さらに、辰巳法律研究所と提携した司法試験受験講座を実施し、それと併行して司法試験受験対策基礎指導講座、司法試験論文練習講座も充実させている。新司法試験に向けては、法科大学院既習者コース進学コースとして「法曹コース」(定員制)を設けて対応している。国家公務員試験等については「公共法務コース」を設けて対応している。司法書士試験については	・問題点に対する改善方策 各種国家試験の合格率上昇に向けて環境整備を図る。具体的には、法科大学院修了者の学習・自習の十分なスペースの確保に努める。また、税理士試験・弁理士試験・司法書士試験の受験生対策機関設置に向けて、大学全体の研究指導室センター化構想と連動しながら、関係学部と協議を開始する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	「登記・供託法」を「ビジネスローコース」のコース展開・先端科目として位置づけている。平成 18 年度の旧司法試験については、短答式試験出願者数 1,777 名(合格者 143 名)、最終合格者数 18 名であった。 【長所】 法科大学院既習者コースへの進学のために、約 200 名の「法曹コース」が設置されたことにより、法科大学院との教育・研究ネットワーク形成も可能となる。 【問題点】 2006 年度から法科大学院修了者を対象とする新司法試験が開始され、現行(旧)司法試験の合格者の割合が 2010 年に向けて漸減していく中で法科大学院修了者の新司法試験合格に至るまでの処遇について明確なビジョンが提示されていない。	
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(インターン・シップ, ボランティア)		
【目的・目標】 「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念・目標を実現するため、つまり国際社会における人間のあり方についての深い理解を涵養し、しかも法律を職業活動などの社会活動に生かしていくことができる人材の育成を目指しているが、社会実習の観点からインターンシップやボランティアのあり方について検討する必要がある。		
C 群・インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性	【現状】 全学インターン・シップに加えて、2006 年度から法学部独自のインターン・シップを導入した。同時に、「法学部学生・キャリア支援委員会」の下に「インターン・シップ運営専門部会」を設置し、インターン・シップ本格導入の検討に入った。 【問題点】 2006 年度は試験的な導入であったため、参加企業は 2 社にとどまった。また単位認定を行っていないので、単位化について検討する必要がある。	・問題点に対する改善方策 「運営専門部会」を中心に各種企業との連携を強化し、単位化についても検討する。
C 群・ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性	【現状】 単位認定はしていないが、特に秀でた者は学部長表彰の対象としている。 【問題点】 ボランティア活動を人間性理解の一環として単位認定できないか検討する必要がある。	・問題点に対する改善方策 ボランティア活動を人間性理解の一環として単位認定できないか「将来計画検討委員会」で検討する。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(履修科目の区分)		
【目的・目標】 「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を教育理念・目標とし、そのために必要な必修科目・選択科目の量的な配分の確保を目標としている。		

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
B群・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性	【現状】 2005年度より実施のカリキュラムでは卒業要件128単位のうち必修科目26単位、選択必修科目72単位、自由選択科目30単位の割合で配分されている。 【長所】 コース制を採用しているが、多様な選択科目が設置され、学生の自立性を尊重した教育が可能となっている。	・問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(授業形態と単位の関係)		
【目的・目標】 履修人員を含めた学生の履修実態に配慮した適切な授業配置を行い、単位計算もこれに見合った形になるように継続的に検討していく。		
A群・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性	【現状】 かつて演習科目は2単位で計算されていたが、学生及び教員の労力・教育効果等から現在では4単位として算定されている。セメスター制への移行の過渡的措置として、従来の通年科目が半期履修制の導入にともなって学則上前期Ⅰ(2単位)、後期Ⅱ(2単位)として位置づけられ、段階的履修制度が導入されている。 【問題点】 完全セメスター制が導入されるまでの段階的履修では前期Ⅰを単位修得できない学生は後期履修科目が減少する。	・問題点に対する改善方策 完全セメスター制の導入には全学的な対応が必要とされるが、本学部としても実現についてカリキュラム運営委員会等で具体的な検討に入る。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(単位互換、単位認定等)		
【目的・目標】 「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」のため、国内外の他大学等との単位互換性について拡充する方向で検討すべきである。		
B群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性	【現状】 外国の協定校または学生が自ら留学先を探し、学部が留学を認めた認定校への留学について、本学部設置科目と同一科目については現地での履修時間を勘案して本学部の科目として認定するほか、本学部設置科目と同一科目名でない場合であっても、現地での授業内容や時間数をシラバス等で確認できる場合には、関連する教員の意見を聞いた上で教授会に諮り、海外留学関係科目Ⅰ～Ⅲとして認定している。 【問題点】 外国の協定校または認定校への留学での履修科目の認定単位数、すなわち海外留学関係科目数の増大が求められる。	・問題点に対する改善方策 学則上単位認定の制限が20単位から60単位に緩和されたことに伴い、「将来計画検討」、または「国際交流・留学支援委員会」で海外留学関係科目数の増大を検討する。
B群・大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得	【現状】 特にない。	・問題点に対する改善方策 高大連携の観点から付属高校での一定の課外授業(例えば法学

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
単位を単位認定している大学・学部等 にあっては、実施している単位認定方法の適切性	【問題点】 付属高校での一定の課外授業(例えば法学検定4級受験講座で合格した場合)の取扱いについて、高大連携の観点から検討する必要がある。	検定4級受験講座で合格した場合)を単位認定できないか「将来計画検討委員会」で検討する。
B群・卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合	【現状】 2005年度実施のカリキュラムでは128単位中、60単位以内について他学部履修を認めている。 【長所】 設置科目への学生のニーズの多様化に対応できている。 【問題点】 ダブルディグリー取得のためのコース等を検討する必要がある。	・問題点に対する改善方策 学部間の科目共通化だけでなく、新たな単位認定の形態として科目のデジタル・コンテンツ化を進めながら、本学において進行している「ユビキタスカレッジ」構想を視野に入れて検討する。
C群・海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ	【現状】 2007年5月現在、世界各国55校が協定校となっており、出願時3年次以上で本学成績の平均点が出願時良以上のものについて、留学関係科目12単位を含め20単位まで本学の単位として認定している。認定校については、出発時2年次以上で在学1か年につき30単位以上取得のものについて、協定校留学と同一の単位認定をしている。2006年度では1名が海外から帰国し、1名が協定校留学に出発した。 【問題点】 わが国の法律と関係の深いドイツの大学との協定締結を充実すべきであり、また学則に則り、60単位まで単位認定の実施を早急に教授会で決定すべきである。	・問題点に対する改善方策 ドイツの大学との協定締結の充実については国際交流委員会に委員を通じて働きかける。60単位までの単位認定については「将来計画検討」で検討の上、教授会に諮る。
C群・発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性	【現状】 個別の教員が発展途上国の法整備・法学教育支援を行っている。 【問題点】 組織的に教育支援をできるだけ的人的・経済的基盤が整っていない。	・問題点に対する改善方策 発展途上国から支援要請があった場合には、大学全体に関わることなので、国際交流センター等の関係部署と協議する。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(開設授業科目における専・兼比率等)		
【目的・目標】 学部の基幹科目及び演習形式の授業については法科大学院所属の教員を含めた専任教員の担当比率を高める。兼任教員の比率が高い基幹科目や教養系科目についてこの方針を推し進める。		
B群・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合	【現状】 駿河台校舎における演習科目166コマ中専任教員担当が70コマであり、42%、講義科目59コマ44%を専任教員が担当している。和泉校舎を含めると819コマ中307コマを専任教員が担当し、その割合は37%である。専任教員の担当科目以外の科目は、兼任教員が担当してい	・問題点に対する改善方策 少人数授業の開講基準を策定し、兼任教員の削減を図り、法科大学院への移籍教員の補充等を早急に実現する。スチューデントレシオについては「年度計画書」に基づ
B群・兼任教員等の		

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
教育課程への関与の状況	る。 【問題点】 他学部と比べて兼任教員の数が圧倒的に多く、極少数の履修者しかいない場合でも開講している例が見られる。2004年の法科大学院への教員移籍にともない専任教員の担当割合が減少している。	いて改善を図る。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)		
【目的・目標】 「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」の観点から多様な学生の受け入れが必要であり、そのための環境整備を整備する。		
C群・社会人学生、外国人留学生、帰国生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮	【現状】 社会人、外国人留学生、帰国生に対する特別入試を実施し、TAと研究者養成型助手などによるアシスタント制度を実施している。 【問題点】 TA及び研究者養成助手の数が不足している。	・問題点に対する改善方策 大学院法学研究科と協議し、TA及び研究者養成助手の養成・確保に努める。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(生涯学習への対応)		
【目的・目標】 高齢者を中心とする生涯教育とキャリアアップを中心とするリカレント教育の双方を視野に入れて検討を進める。		
B群・生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性	【現状】 科目等履修生制度の運用の他、リバティ・アカデミー、情報科学センター、社会科学研究所の講演会等への講師派遣を通じて生涯教育の一翼を担っている。法学部に通信教育課程を置くことにより、いつでもどこからでもアクセス(学習)できる「ユビキタス」教育が可能か検討をしている。 【問題点】 本大学の立地条件、とりわけアカデミーコモンを活用して、法学部関係自治体や地域住民等と協力して、市民の関心の高いテーマについて十分な知識を提供する、社会に開かれた「地域セミナー」(仮称)などの実施を検討する。	・問題点に対する改善方策 生涯学習への対応については、リバティ・アカデミー運営委員及び学部執行部で検討をする。リバティ・アカデミーから要請があれば、適切な人材を派遣するよう努力する。また全入学者を対象とする語学検定試験の実施などでリバティ・アカデミーを利用できないか執行部で検討する。ユビキタス構想については他学部と連携して、実現に向けて環境整備を働きかける。二部の募集停止に伴い、6・7時限を利用したセミナーなどを「将来計画検討委員会」で検討する。また、講義のデジタルコンテンツ化を促進するよう教員に働きかける。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(正課外教育)		
【目的・目標】 法学会誌における懸賞論文や学部長杯を関した催し物など多角的な課外教育のあり方を検討する。		

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
C群・正課外教育の充実度	【現状】 法学部学生と法学部全教員で組織する研究・親睦団体である「法学会」が主催して、課外において、裁判傍聴・講演会・刑務所見学・法律討論会・無料法律相談等を実施し、理論だけでなく実務的観点からの法学教育の一翼を担っている。また昨年度まで司法試験受験対策基礎講座を行っていたが、法科大学院の設立に伴い、本年度「法科大学院入試対策講座」として行なっている。 【問題点】 司法試験以外の各種資格試験受験のための講座を検討する必要がある。	・問題点に対する改善方策 司法試験以外の各種資格試験受験のための講座について、学生にアンケートを実施し、設置の必要性について検討する。

(2)教育方法等

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教育効果の測定)		
【目的・目標】 教育効果について授業改善アンケートを実施し、競争科目については教員間で成績評価のばらつきが生じないように配慮し、GPAを統計的に利用することで教育効果の測定が有効に機能しているか検討する。		
B群・教育上の効果を測定するための方法の適切性	【現状】 本学部では「法学部将来計画検討委員会」の下に「FD推進専門部会」を設置し、成績データの統計処理等、必要な基礎作業を始めている。 学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに少なくとも1科目実施するようにしている。 2005年度からはGPA制度を導入し、よりきめこまやかな成績の評価が可能となった。 【問題点】 定期的な情報交換ならびに授業研究の体制が組まれている。	・問題点に対する改善方策 「FD推進専門部会」を中心に定期的な授業研究体制組織を作る。
B群・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況	【現状】 2005年度より実施のカリキュラムで必修の「法律リテラシー」及び「教養基礎演習」については、複数の担当教員間で教育効果・目標及びそれらの測定方法に対する齟齬が生じないように、会合を年度当初及び年度内にも必要に応じて開いている。 【問題点】 その他の必修の講義科目で担当者が複数いる場合に成績評価の偏りが顕著な例がある。	・問題点に対する改善方策 成績評価の偏りが顕著な場合には執行部で検討の上、担当教員間で話し合うよう学部長が担当教員に働きかける。
B群・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況	【現状】 5名の教授会員により構成される「授業改善の推進プランに対応する作業部会」を設置し、検証することになっている。 【問題点】 作業部会が定期的に開かれていない。	・問題点に対する改善方策 半期ごとに行われる学生による授業改善アンケートの実施後に「学生・キャリア支援委員会」を設置し、授業改善の推進プランに対応する作業部会を定期的に開催する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
B群・卒業生の進路状況	【現状】 卒業生の進路状況:2005年度のデータでは、金融 31.5%, 運輸・旅行・広告・観光・サービス業 15.1%, 教育公務 13.4%, 製造業 12.6%, 新聞・出版・放送・情報・通信 10.8%, 商事・卸・小売業 10.2%, 建設業・不動産業 6.4%である。進学・海外留学等は 126 名, 各種試験受験者は 239 名を数える。大学全体の就職委員会に委員を派遣し, 就職事務部作成の就職概況にもとづき, 就職動向を把握している。 【長所】 法学教育を生かせる分野への就職・進学が可能になっている。 【問題点】 大学院法学研究科に進学し研究者を目指す学生の確保が急務である。	・問題点に対する改善方策 本学法学研究科と協議し, 学部ガイダンスの充実等で研究者となる進路の啓発に努める。
C群・教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況	【現状】 5名の教授会員により構成される「授業改善の推進プランに対応する作業部会」を設置し, そこで開発することになっている。 【問題点】 作業部会が定期的に開かれていない。	・問題点に対する改善方策 半期ごとに行われる学生による授業改善アンケートの実施後に上記作業部会を定期的に開催する。
C群・教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況	【現状】 前期・後期それぞれ期末試験を実施している他, 授業改善アンケートを各教員が少なくとも1科目実施している。 【長所】 学生の現状把握が以前より改善している。 【問題点】 授業改善アンケートの結果を担当教員に通知するだけでなく, プライバシーに配慮しつつ公表する必要がある。	・問題点に対する改善方策 本学で推進されている教育開発・支援センターと連携するなどして, 授業改善アンケートの結果の公表など教育効果の測定方法の有効性の検証の仕組みの改善を「授業改善の推進プランに対応する作業部会」において検討する。この作業部会は少なくとも年2回開催する。
C群・国際的, 国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況	【現状】 故布施辰治弁護士が大韓民国建国勲章を受章した。 【問題点】 独立自治・権利自由の建学の精神を生かした国際性豊かな人材の輩出に努める必要がある。	・問題点に対する改善方策 独立自治・権利自由の建学の精神を生かした国際性豊かな人材の輩出のため国際交流の範囲を拡大する方向で執行部と「国際交流・留学支援委員会」で検討する。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(厳格な成績評価の仕組み)		
【目的・目標】 授業改善アンケートの実施を通じ, 教育内容, 教員連携, 教育改善を行い, 厳正な成績評価の仕組みが構築されるように努める。		

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
A群・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性	【現状】 法学部では、授業内容の段階的履修を円滑に進め、卒業に必要な単位を年次毎に的確に修得していくため授業科目の年次履修制限単位制を実施している。2005年度以降のカリキュラムでは1年次 44 単位、2年次 46 単位、3年次 40 単位、4年次 40 単位を上限として設定している。また、2006 年度には一定要件を満たした学生の早期卒業制度を導入した。 【問題点】 早期卒業制度は 2007 年度より実施されるので、未だ学生の実情が把握できていない。	・問題点に対する改善方策 早期卒業希望者の数、進路先等の把握に努める。
A群・成績評価法、成績評価基準の適切性	【現状】 半期ごとに定期試験期間を設け、定期試験またはこれに代わるレポート提出を実施している。成績評価に関しては、現状では、各科目の担当教員の主観的な判断に任されている。各科目間及び同一科目間で評価が異なることは好ましいことではなく、何らかの客観的な評価基準が必要となるが、それには大変な困難が伴う。今後は、科目ごとの評価基準の設定が必要となる。このことは、法科大学院が設立され、入学資格として学部時代の成績が考慮されているが、そのこととの関連でも重要な検討課題となる問題である。これには、外部からの評価に十分に耐えられるような成績評価の基準を設定することが重要になるであろう。本学部では、成績評価のガイドラインについて検討していく。なお、2004 年4月に施行された学則では、5段階評価を導入し、「GPA制度」を実施する前提が整った。本学部としては 2005 年度実施のカリキュラムから「GPA制度」に移行している。 【長所】 GPA制度の導入により成績評価の客観化が可能となる。 【問題点】 成績評価ガイドラインの議論が進展していない。	・問題点に対する改善方策 「FD 推進専門部会」作成の成績統計を教員に示し、成績評価の客観化に努める。
B群・厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況	【現状】 学生による授業改善アンケートは全学共通の用紙で半期に一度全教員を対象に少なくとも1講義科目について行われることになっている。授業改善アンケートの結果は教務課で集計され、各教員に通知されるが、担当教員以外に公表されることはない。法学部では 2005 年度入学者からGPA制度を導入し、S(100－90 点)＝GP4、A(89－80 点)＝GP3、B(79－70 点)＝GP2、C(69－60 点)＝GP1、F(59 点以下)＝GP0、T(未受験)＝GP0の全学統一基準によっている。原則として、定期試験の答案用紙は事務室に保管し、学生が成績評価に対して質問や異議がある場合には担当教員がその学生に答案用紙を提示して応答することができるような体制がとられている。	・問題点に対する改善方策 「FD 推進専門部会」を中心に、学生から異議申し立てがあった場合の第三者による再評価制度を導入するなど、厳格で客観的な評価システムを検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	【問題点】 科目によって評価の偏りが大きい。	
B群・各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性	【現状】 半期ごとの定期試験及びこれに代わるレポート提出が行われる他、外国語や演習科目においては出席による平常点評価が行われることがある。学生の質を確保・検証するための方途として、外国語の各種検定試験や、法学検定試験等各種検定試験の受験を奨励している。 【問題点】 各種検定試験の受験は学生の任意によるものであり、学部学生の全体的な質の検証につながらない。	・問題点に対する改善方策 学部学生の全員が各種検定試験を受験するような制度化をカリキュラム運営専門部会等で検討する。
C群・学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況	【現状】 各学年の成績優秀者に学部長表彰を行っている。 【長所】 新入生のガイダンスで行う学部長表彰は新入生の学習意欲を増大する上で効果大きい。	・問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(履修指導) 【目的・目標】 新入生に対する法律リテラシー、教養基礎演習を通じた履修指導のほか各コースに履修モデルを作成し、履修指導にあたる。スポーツ推薦入学者や留学生に対してはTAによる履修指導を行っているが、一般選抜入学者についてもTAによる履修指導を拡充する方向で検討する必要がある。		
A群・学生に対する履修指導の適切性	【現状】 まず、現在、新入生に対しては、オリエンテーションを設けて、執行部及びコース主任によるカリキュラム等の説明や事務職員による説明がされている。スポーツ推薦などによる特別入学者に対してはTAと研究者養成型助手(法学部学習支援機構)によるオフィスアワーを設け履修相談を常時行っている。 【問題点】 個々の学生に対する履修指導並びにコースごとの内容・特色の案内が必ずしも十分とはいえない。また、TAの数が足りない。	・問題点に対する改善方策 3年次コース開始時(2007年度)から、より詳細なコースガイダンスをおこなうよう調整する。法学研究科と共同でTAのなり手の養成に努める。また、SA(スチューデント・アシスタント)の導入について、「年度計画」によって検討していく。
B群・オフィスアワーの制度化の状況	【現状】 現在、制度的なものとしては導入していない。TA・研究者養成型助手によるアシスタント業務で補完している。 【問題点】 早急なオフィスアワー制度の導入の検討が必要であるが、導入に至るまでの間、TA・研究者養成型助手による学習支援を一般の学生に拡充することが求められる。	・問題点に対する改善方策 将来計画検討委員会で早急なオフィスアワー制度の導入について検討し、TA・研究者養成型助手による学習支援の拡充を図る。
B群・留年者に対する教育上の配慮措置の適切性	【現状】 学年進行管理の徹底化の検討段階に止まっている。	・問題点に対する改善方策 学年進行管理の徹底化がなされるまでの間は、TA・研究者養成型助手によるアシスタント

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	【問題点】 学年進行管理の徹底化を早期に実現する必要がある。	の充実・活用を図る。また、6時限目及び7時限目を再履修者のために有効活用することに配慮する。
C群・学習支援(アカデミック・ガイダンス)を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況	【現状】 TAと研究者養成型助手などのアシスタント、並びに教職員が一丸となって、主としてスポーツ学生と留学生に対する学習支援室を設け、学習支援を実施している。 【問題点】 TAと研究者養成型助手による学習支援を一般の学生に拡充する必要がある。	・問題点に対する改善方策 TAと研究者養成型助手による学習支援を一般の学生に拡充できるよう「年度計画書」に基づいて改善していく。
C群・科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性	【現状】 履修に堪えるか教務主任が面接をした上で、聴講等を許可している。 【問題点】 申請に対する許可を問題にするだけでなく、事前に履修申請者と授業担当者との相談の機会を設ける必要がある。	・問題点に対する改善方策 科目等履修申請者の面接に授業担当者を加える方向で検討する。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教育改善への組織的な取り組み) 【目的・目標】 「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念・目標の実現に向け学部カリキュラムの不断の検討を行うとともに、授業内容をシラバスで明示し、授業改善アンケートの実施を通じて学生と教員の信頼関係を構築する。		
A群・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性	【現状】 学生による授業改善アンケートを全教員が半期ごとに少なくとも講義科目1科目実施するようにしている。また、5名の教授会員により構成される「授業改善の推進プランに対応する作業部会」を設置し、そこで検討することになっている。 【問題点】 「授業改善の推進プランに対応する作業部会」が定期的に開かれていない。	・問題点に対する改善方策 「授業改善の推進プランに対応する作業部会」は少なくとも年に2回開催する。
A群・シラバスの作成と活用状況	【現状】 全科目について同一書式で簡略なシラバスが作成されているが、時間毎の詳細シラバスの作成は、各教員の自主性に任されている。学生には紙に印刷されたシラバスを配布するほかOh-o!Meiji システム上でも閲覧可能になっている。 【問題点】 Oh-o!Meiji システムの利用状況を把握し、その活用を促進する必要がある。	・問題点に対する改善方策 Oh-o!Meiji システムの利用状況を調査し、学生・教員にその活用を働きかける。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
A群・学生による授業評価の活用状況	【現状】 統一項目が印刷された授業改善アンケートを少なくとも講義科目1科目について担当者全員が半期ごとに実施するようにしている。授業改善アンケートに基づく授業改善は各担当教員の自発的改善に委ねられている。 【問題点】 アンケート結果が授業改善に反映されていることを検証するシステムが構築されていない。	・問題点に対する改善方策 教務部委員会や全学教員研修(FD)委員会などの関係部署と連携して調査の上、授業評価の活用を適切なものとする。
B群・FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性	【現状】 2005年度実施のカリキュラムに合わせて「法律リテラシー」「教養基礎演習」のための教員研修会を開催し、教育内容・方法のばらつきがないようにしている。また、5名の教授会員により構成される「授業改善の推進プランに対応する作業部会」を設置している。 【問題点】 「授業改善の推進プランに対応する作業部会」が定期的に開かれていない。	・問題点に対する改善方策 半期ごとに行われる学生による授業改善アンケートの実施後に作業部会を開催する。
C群・FDの継続的实施を図る方途の適切性	【現状】 大学全体にかかわる教員研修(FD)委員会委員の選任のほか、学部内に「授業改善の推進プランに対応する作業部会」を設置している。 【問題点】 「授業改善の推進プランに対応する作業部会」が定期的に開かれていない。	・問題点に対する改善方策 半期ごとに行われる学生による授業改善アンケートの実施後に作業部会を開催する。
C群・学生満足度調査の導入状況	【現状】 学生による授業評価によって行う。	・問題点に対する改善方策
C群・卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況	【現状】 現在は実施していない。学部「FD推進専門部会」で検討を始めている。実施することの有無を検討した上で、恒常的なアンケートを実施することになれば、その方策を検討する。	・問題点に対する改善方策 恒常的なアンケートの実施のための予算を法人に対して請求する。
C群・雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況	【現状】 現在は実施していない。実施することの有無を検討した上で、恒常的なアンケートを実施することになれば、その方策を検討する。	・問題点に対する改善方策 恒常的なアンケートの実施のための予算を法人に対して請求する。
C群・教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性	【現状】 半期ごとに授業改善アンケートを実施し、その結果を個別に担当教員に通知し、教育改善については担当教員の自主性に委ねている。 【問題点】 教育評価の成果を教育改善に直結させる組織的なシステムの確立を検討する必要がある。	・問題点に対する改善方策 執行部または「授業改善の推進プランに対応する作業部会」で検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(授業形態と授業方法の関係)		
【目的・目標】 少人数教育の実現に向け、講義科目および演習形式授業についてそれぞれ履修人員に関するガイドラインを設け、適切な授業形態を構築する。		
B群・授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性	【現状】 本学部は、臨時定員増の終了後、恒常定員を800名とすることを決定していたが、規制緩和と二部法学部募集停止に伴って学部定員を2004年度から900名とすることになった。2002年度から、クラス定員を40名にするためクラス増(25クラス体制)を実施したが、2004年度以降の定員増に対応して26クラス体制を実施している。将来的に定員を700名に減らすことについて教授会の決定を得ている。講義科目について教室定員を上回る履修届があった場合には、教室定員を上回らないように自動的に担当教員・コマ数を増やすよう制度化し、講義科目の最大定員を300名とする開講基準を策定した。 【長所】 多人数教育による弊害がなくなる。 【問題点】 担当教員のコマ数増につながり、負担が増大する。	・問題点に対する改善方策 少人数教育の実質化を図るため「年度計画書」等で専任教員の増員の方策を策定する。
B群・マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性	【現状】 マルチメディアを活用した教育のインフラはある程度整っているといえるが、これを実施するかどうかは個々の担当教員の判断に任されている。Oh-o!Meijiシステムの運用も個別の教員の判断に任されている。 【問題点】 Oh-o!Meijiシステムの運用状況を把握し、活用を促進する必要がある。	・問題点に対する改善方策 Oh-o!Meijiシステムの運用状況を調査し、活用を促進する。
B群・「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性	【現状】 現在は実施していないが、海外の大学(西シドニー大学)と提携し単位を認定する可能性の研究を始めたところである。 【問題点】 遠隔授業導入に伴う人的資源の確保が困難である。	・問題点に対する改善方策 今後「国際交流・留学支援委員会」で検討し、西シドニー大学との提携強化に努める。インフラおよび人的資源の整備・確保については「年度計画書」に基づいて改善する。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(3年卒業の特例)		
【目的・目標】 法科大学院や大学院法学研究科との接続を念頭に早期卒業特例を検討し、詳細な要件を策定する。		
C群・4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性	【現状】 2007年度から3年次卒業を制度化したが、適用は2005年度入学生からであり、まだ卒業生を出すには至っていない。	・問題点に対する改善方策 卒業生の実態を把握した上で、必要な措置を講ずる。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	【問題点】 3年次卒業の実態を把握できていない。	

(3) 国内外における教育研究交流

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
【目的・目標】 「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念・目標達成のため、学部独自で外国の大学等、研究教育機関との連携の途を継続的に模索する。		
B群・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性	【現状】 「人間性、国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という本学部の教育理念・目標に照らし、語学教育を行うだけでなく、「国際関係法コース」の設置や専門科目として「英語で学ぶ日本法プログラム」の一環として「Introduction to Modern Law I・II」, 「Business Law in English I・II」を設置し、英語を母国語とする講師が講義を行っている。さらにオーストラリアの西シドニー大学法律・ビジネス学部と教育・研究交流協定を締結し、同学部との1年単位の学生の交換留学のほか、夏期休暇中に4週間の短期研修への参加も可能となっている。 【問題点】 西シドニー大学法律・ビジネス学部への短期研修について2006年度実績は6名にとどまった。募集時期を早める等、運用の見直しが必要である。	・問題点に対する改善方策 2007年度以降「国際交流・留学支援委員会」で実績・問題点等を検証する。
B群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性	【現状】 法学部では、主として個々の教員のレベルで国際交流及び国際協力活動をすすめてきたが質・量ともに活発な活動が行われているとは言い難い。国際交流センター、随意選択外国語科目数員、各学部外国語教員などと連携し積極的な国際化を図ることが焦眉の課題である。大学の国際交流及び国際協力活動を活性化するために、以下の点を検討し、実施している。 ア. カリキュラムの見直し(国際関係法コースの設置)。 2005年度より従来の「国際法文化コース」に代えて「国際関係法コース」を設置し多様な外国語科目をコース選択必修科目とした。 イ. 外国大学の単位認定の緩和及びsemester制の導入、西シドニー大学への交換留学及び短期研修の単位認定について検討中である。 【問題点】 国際交流センターが提供している受け入れ体制は、現状では充実しているとは言い難い。また、留学生に対する住宅環境の整備が必要である。	・問題点に対する改善方策 外国人留学生の受け入れ体制の整備については、国際交流センターなどと連携して関係機関に継続的に働きかける。留学生の活用については、「国際交流・留学支援委員会」を設置し、引き続き検討する。
C群・外国人教員の受け入れ体制の整備状況	【現状】 現在3名の外国人専任教員がいるほか、適宜語学等担当の外国人を兼任教員に採用している。そのほか国際交流センターを通じて適宜外国人招聘研究者を受け入れている。2007年度より西シドニー大学から法律専門家の若	・問題点に対する改善方策 本学の関係機関と、外国人の若手教員を受け入れる適切な制度整備とその実施を「年度計画書」により検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	手教員を教員として迎えている。 【問題点】 外国の若手教員を受け入れる制度に調整が必要である。	
C群・教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性	【現状】 本学部は、邦文による『法律論叢』及び欧文による『MEIJI LAW JOURNAL』という2種類の紀要を刊行して、専門科目教員の研究成果を発信している。『MEIJI LAW JOURNAL』については、ネイティヴスピーカーによる欧文翻訳添削のための配慮をした上で海外の大学に送付している。『法律論叢』及び『明治大学教養論集』については国内の大半の大学に送付している。 【長所】 英語やドイツ語・フランス語などでわが国の法律問題の現状などについて発信し、理解を深めることができる。 【問題点】 特に『MEIJI LAW JOURNAL』について、執筆者が毎号固定化する傾向がある。	・問題点に対する改善方策 『MEIJI LAW JOURNAL』の刊行を活性化させるため、「年度計画書」で改善策を検討し適切に実行する。

4 学生の受け入れ

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
【目的・目標】 法学部では、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」を教育理念に掲げてきた。その理念の達成のためには、学生募集と入学者選抜において、 ①適切な学力判定のできる入試をすること、 ②多様な学生にチャンスを与えられるようにすること、 ③偏差値主義の弊害を減らすこと、 ④適正な規模の募集人数だけでなく、学生収容定員に対する在籍学生数の比率を改善するための制度改革をすること、 などを主な具体的目標・目的として設定している。その実現のために、入試制度検討専門部会などが中心になって、さまざまな取り組みをしてきている。		
(学生募集方法、入学者選抜方法) A群・大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性	【現状】 ①一般入試、②大学入試センター試験利用入試、③全学部統一入試、④付属高校からの推薦入試、⑤指定校推薦入試、⑥公募制スポーツ特別入試、⑦帰国生特別入試(2008年度からは「海外就学者特別入試」に変更)⑧外国人留学生入試、⑨社会人特別入試、⑩スポーツAO入試、⑪編入学試験、⑫学士入学試験、等を実施している。 【長所】 一般入試・大学入試センター利用入試・全学部統一入試は、外国語、国語、社会の主要三科目を課して学力を客観的に判断している(センター入試は社会の代わりに数学または理科での受験も可能)。それ以外の入試では、それぞれの目的に適切に沿うように、外国語試験、小論文、面接、調査書等の選抜方法を組み合わせている(2008年度からの「海外就学者特別入試」ではグループディスカッ	・問題点に対する改善方策 入試制度検討専門部会を中心に、新たな入試制度の導入などが検討され、その結果、入試制度検討専門部会の案をもとに、2007年度の入試から、指定校推薦入試を導入した。さらに2008年度からは従来の帰国生入試に代わり、海外就学者入試を導入することが決定し、編入学試験も制度改革を行なう予定である。これは、多様な学生の確保と、偏差値主義の弊害を減らすことをその目的としている。これにより、一般入試・大学入試セン

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	ションも導入予定)。前者では、学力評価の客観的な判断ができる点が長所であり、後者では、面接などを通してより細かな具体的個々の能力(学力)を総合的に判定できるのが長所である。 【問題点】 これまで、法学部では、入学定員における、一般入試と大学入試センター試験利用入試の定員の比率 80 パーセントであり、極めて高かった。客観的な学力の判断と入試の平等性を重んじてのことだが、一方で、多様な学生の確保が困難なことや、偏差値主義に囚らずも貢献してしまうこと、さらに入学手続き者数の予測が困難なことなど、その問題点も指摘されてきた。	ター試験利用入試・全学部統一入試などの偏差値主義に傾く入試からだけでなく、一人ひとりの個性を重視した入試制度が増え、多様な学生が確保できる。 今後の課題としては、新たに導入した制度も含めて、適切な学力判断の方法や、入試の透明性・平等性の確保などを、入試制度検討委員、執行部、教授会で継続的にチェックしていくことである。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(入学者受け入れ方針等) A群・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係	【現状】 一般入試を中心にさまざまな入試制度を活用することで、多様な学生に機会を与えると同時に、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という教育理念を实践するのにふさわしい気概のある学生を受け入れている。 【長所】 多様な入試制度を実施することで、さまざまな学生にチャンスを与えられ、また多様性のある教育環境の活性化にもつながっている。 【問題点】 一般入試・大学入試センター試験利用入試などは学力判定の客観性を保つために有益であるが、それを重視してきたあまり、偏差値偏重主義などの欠点も指摘されてきた。	・問題点に対する改善方策 法学部では、海外就学者入試の導入と編入学試験の制度改革を決めており、これにより法学部の教育理念に合った、偏差値のみに基づくものではない強い向学心やキャリア設計をもった学生の受け入れを目指す。
B群・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係	【現状】 入学後にコースの選択をさせているので、入学者選抜方法とカリキュラムに特に関係はない。基本的には、あくまで本学部の勉学に必要な適切な学力判断のためである。 【長所】 一学科制内でのコース選択であり、コースの壁が低く、入学後に勉学する過程でコースを選択できると共に、他コースの科目の履修や移動も容易である。ただし、法科大学院進学を目指す法曹コースのみは定員制をとっており、学生の勉学の競争的意識の涵養に大いに役立っている。	・問題点に対する改善方策
C群・学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係	【現状】 入試科目は英語(150点)、国語(100点)、社会(日本史、世界史、政経から一科目選択。100点)の三科目である。グローバル化・国際化の進展の現状に鑑み、英語の配点を高くしている。また、国語の入試では文語文の出題を重視しており、これは法律専門科目における古めかしい法律用語や判例文の読解や学習に留意してのことである。	・問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	る。また、法律を専門的に学んでゆく上で、社会的関心・政治経済的知識・歴史的意識は必須であり、これらを判定するために、日本史、世界史、政治・経済から一科目を入試科目として選択させている。 【長所】 以上の入試科目は入学後の勉学に照らして見て、適切・妥当と言える。	
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(入学者選抜の仕組み) B群・入学者選抜試験実施体制の適切性 B群・入学者選抜基準の透明性 C群・入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況	【現状】 入試情報の漏洩等を防ぐために、全学を挙げて十分な配慮をしている。出願受付のみは外部業者に委託しているが、その他すべて大学内部で実施しており、入試問題等の保管にも神経を尖らせている。選抜基準については、厳正な判断基準が定められており、また、ホームページ等を利用して、入試問題等を開示し、その透明性の維持につとめている。さらに、外部機関に入試問題の評価を委託して公正性・妥当性の確保のために反映させている。 【長所】 入学者選抜における安全性、客観性が確保できることである。 【問題点】 外部機関による評価なども含め、プロセスがルーティーン化してしまうことである。	・問題点に対する改善方策 入学者選抜試験実施体制の適切性や公正性について検討しているが、システムの問題もさることながら、現在の責任体制の中で、各個人が緊張感をもちつづけることが大切になるだろう。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(入学者選抜方法の検証) B群・各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況 C群・入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況	【現状】 外部機関に入試問題の評価を委託している。 【長所】 外部機関による評価は、入試問題の公正性・妥当性を保つ上で役に立っている。 【問題点】 外部機関による評価の制度がルーティーン化してしまう恐れがある。	・問題点に対する改善方策 全学的に入試問題の外部評価を制度として確立するだけでなく、依頼する外部機関を各年ごとに変えたり、評価方法に工夫を持たせたりすることで、一面的になったり、ルーティーン化してしまう危険を避けるよう検討する。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(アドミッションズ・オフィス入試) C群・アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性	【現状】 現在、スポーツAO入試にかぎってアドミッション・オフィス入試を実施している。 【長所】 多様性の確保、及び学生に対して親身な入学前の指導が可能である。	・問題点に対する改善方策 法学部では、スポーツAO入試の合格者(及び特別スポーツ推薦入試の合格者)を対象に、入学前学習指導を始めることを教授会で決定し、専門科目と英語において、2005年度からすでにそれを実施している。これによって、学力のばらつき等の問題点は改善されるこ

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	【問題点】 スポーツAO入試による入学者と一般学生との学力のばらつきが見られる。	とが期待される。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(「飛び入学」) C群・「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性	【現状】 現在のところ、「飛び入学」は実施していない。	・問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(入学者選抜における高・大の連携) C群・推薦入学における、高等学校との関係の適切性 C群・入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ C群・高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性	【現状】 付属高校(明治大学附属明治高校, 明治大学附属中野高校, 明治大学附属中野八王子高校)からの推薦入学を実施しており, 高校への講師派遣や, 約一週間にわたる高校生の授業参加期間など, 密接な交流をしている。入学者選抜においては, 調査表は重要な位置を占めているが, 同時に, 時間をかけた面接を行うことで, その適切性も判断し, さらに進路指導や入学前の準備などに関してなど, さまざまなアドバイスをを行っている。また, 付属高校以外への対応として, 希望する高校への出張講義に教員を派遣しているほか, オープンキャンパスや進学相談会において模擬授業, カリキュラム説明等を行っている。 【長所】 入学前に, あらかじめ大学教員の講義を受ける機会があることは, 高校生の進路選択や準備の面で効果を発揮している。 【問題点】 さらなる密接な関係が, 特に入学前学習の面などで求められていること。また, 2007 年度から指定校推薦入試を導入したのでどこまで密接な関係を作れるか, 課題になる可能性がある。	・問題点に対する改善方策 スポーツ学生に対する入学前学習指導に類するものの導入や, 指定校に対する講師の派遣なども今後検討する。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(夜間学部等への社会人の受け入れ) C群・夜間学部, 昼夜開講制学部における, 社会人学生の受け入れ状況	【現状】 二部(夜間部)において社会人を受け入れてきたが, 募集停止により, 現在では一部(昼間部)で社会人入試を実施している。 【問題点】 基本的に自営業者等以外は一部での履修は困難であり, 社会的ニーズに応えられていない。	・問題点に対する改善方策 生涯教育・社会人教育の活性化の観点から, 社会人教育のための独自のカリキュラムなどを視野に入れたカリキュラムを検討する。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(科目等履修生・聴講生等)	【現状】 希望者にはできるだけの機会を与えている。ただし, 科目等履修生に関しては面接を実施して目的等を聞くな	・問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
C群・科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性	ど、受講の際に適切なアドバイスをしている。 【長所】 コマ数が多数あり、科目等履修生はその必要性に応じて履修できる。また、教職用の法律科目や、日常生活や職業的に必要な法的知識の取得のための科目選択が可能になっており、社会的ニーズに込えている。	
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(外国人留学生の受け入れ) C群・留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性	【現状】 外国人留学生入学試験要項の要件に基づいて、それに合致する学生だけに受験資格を与えている。さらに判定においては、「日本留学試験」の成績を利用するほか、小論文の試験や面接等も課している。 【長所】 学部独自でも学力評価ができることと、面接で指導ができることである。 【問題点】 大学前教育の内容・質に関しては、学部レベルでは判断ができないケースが出てくる可能性は否定できない。	・問題点に対する改善方策 国際交流センターなどを通じて全学レベルでも情報の取得につとめる。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(定員管理) A群・学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性 A群・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況 B群・定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況 C群・恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性	【現状】 2006年度は、収容定員 3,840 人に対して、在籍学生は 4,552 人である(2006 年 5 月現在、一部・二部合計。二部廃止に伴い、2007 年度まで収容定員は年々減少)。この定員超過率 1.19 パーセントの原因のひとつは、一般入試や大学センター試験利用入試の定員枠が大きいことがある。(入学手続き率が思わぬ上昇をみせる年がある)。法学部では、一般入試の定員の比率を下げる決定をすでに下しているのて、2007 年度以降は、徐々に改善される見込みがある。また、すでに指摘したとおり、定員そのものを減らす決定をしているので、もっときめこまかな対応がこの面でもできるであろう。 【問題点】 上に記したとおり、一般入試等の入学手続き率の変動によって、収容定員に対する在籍学生が大きく変動することとは、適切な教育環境を維持する意味でも問題である。	・問題点に対する改善方策 一般入試の定員枠を減らすことと法学部の定員そのものを減らすことで、とりあえずはこういう問題に歯止めをかけられると考えている。ただし、同時に、執行部等が中心になって、定員超過(場合によっては欠員の過多)を避けるための方策を図る。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(編入学者、退学者) A群・退学者の状況と退学理由の把握状況 C群・編入学生及び転科・転部学生の状況	【現状】 2006年度において除籍を除いた退学者は33名であった。身体的・精神的病及び家庭事情により退学を余儀なくされる学生が増加している。また、編入学者は4名であり、短大閉校の結果、編入学者の数は2005年度に比べて大幅に減少した。 【問題点】 編入学者の入学後の困難として、単位認定の問題がある。大学によっては、体育や語学、教養科目を設置していなかったり、必修としていない場合があり、編入学者の中には改めて1・2年の未履修の科目を履修しなければならないケースがある。	・問題点に対する改善方策 編入学者が1・2年の未履修の必修科目を履修する際、これを年次の履修制限単位(上限単位数)には含めないこととして対応している。しかし、多くの語学や教養科目を履修しなければならない学生は、法律科目を学習できる機会が失われてしまうこともあるため、編入学者に対しては語学科目や教養科目を一括認定することも検討している。

5 教員組織

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
【目的・目標】 過去数年、本学部では、高度専門職業人養成型大学院である法科大学院を開校し軌道にのせることに力を注ぐ一方で、学部教育のありかたについても検討を重ね、カリキュラムの改革等を行ってきた。本学部の学部教育を、「教養科目と専門教育を中心に教育する」という一般的な姿勢を踏まえつつ、法学素養を身につけさせる教育を行う場として再構築し、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガル・マインドの育成」という本学部の伝統的な理念を適切に遂行するように改革をしてきた。 この教育目標の達成のために、学生数40人に対して専任教員1人の体制を目標にして、長期的な教員採用計画を行っている。しかし、法科大学院への教員の移籍などで、思うように進まなかったと言える。今後、定員数を減らすか、専任教員の大幅な補充をしないと、教育環境として劣悪な状況が続くと言っている。		
(教員組織) A群・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性 A群・主要な授業科目への専任教員の配置状況 A群・教員組織における専任、兼任の比率の適切性 A群・教員組織の年齢構成の適切性 B群・教育課程編成の目的を具体的に	【現状】 法科大学院への専任教員の移籍やカリキュラムの変更等によって、主要科目の専任教員数は不足している。現状では、専任・兼任の比率は、約1:3(専任77名、兼任232名)となっている。専任教員の平均年齢は、2006年5月現在、51.9歳となっている。専任教員と兼任教員とのあいだの連絡調整のために「教科書会議」を実施し、専任と兼任の担当者が教育方針や授業のあり方をめぐって活発に話し合っている。講座によっては、共通教材を作成して使用している。また、和泉と駿河台でそれぞれ、授業担当教員の懇親会を年に一回実施し、相互理解につとめている。また、法科大学院では、実務家教員というかたちで社会人の受け入れを積極的に行っているほか、学部レベルでもその動きが始まっている。2007年4月1日の時点で、3名の外国人の専任教員がいるほか、1名の外国人の特任講師がいる。2007年4月1日の時点で、専任教員81名中10名が女性である。また、専任教員一人当たり学生数は59.1名(2006年5月1日現在の学生数4,552名)となっている。 【長所】 「教科書会議」や「懇親会」あるいは他の勉強会や共通教材の開発は、兼任教員に多くを依存している状況の中	・問題点に対する改善方策 本学部としては、2008年度から定員を200名減らす決定をしたことにより専任教員1人に対する学生数の改善を図る一方で、「人事計画委員会」と各講座や各科目群とが緊密に連携し、長期的に人事計画を行う。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性 C群・教員組織における社会人の受け入れ状況 C群・教員組織における外国人研究者の受け入れ状況 C群・教員組織における女性教員の占める割合	では、大変に役立っている。社会人、外国人、女性の専任教員の増加は教育環境の多様化を促進する意味で大切であり、本学部ではいずれも増加の傾向にあるので、この傾向を進めていきたい。 【問題点】 専任教員の不足が問題である。現在の専任教員1人に対する学生数は、理想とはほど遠いと言わねばならない。専任教員の大幅な補充を求める一方、本学部としては、2008年度から定員を200名減らす決定をした。また、新しい分野の専門科目の専任教員がいないことも問題である。	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教育研究支援職員) A群・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性 B群・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性 C群・ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用 of 適切性	【現状】 現在、本学部には12名のTAがいる。全学的にTA・RA制度が実現しているが、まだまだ手薄であり、特に教育教材作成、判例整理、サブゼミ指導、情報教育の補助などの面で充実が望まれている。また、TA制度に関しては、留学生やスポーツ学生(スポーツAOや公募制スポーツ推薦)のためのチューター的な指導を行ってきている。また、スポーツ学生の入学前学習指導として、外国語(英語)と読書感想文を課しており、課題作成・添削指導においてTAが大きな役割を果たしている。今後、この入学前学習指導はほかの学生にも向けられる可能性があるもので、その意味でもTA、RAの充実は必要である。なお、TAは月1回、連絡会議を開催し、支援業務の内容、月間の業務計画などを打ち合わせており、これには学部執行部からも教務主任2名が出席し、指導、助言を行っている。また、TAは毎年度末に業務報告書を作成し、教授会に報告している。 【長所】 スポーツ学生・留学生のための学習支援、特に専門科目の学習支援にTAは大きな役割を果たしている。特に本学部の場合、専任教員の数が不足している上に、専門科目の講義内容が学生諸君にとり難解であるので、それを補う上でTAの果たす役割は大きい。 【問題点】 学習支援室にTAを配置しても、学生が日常的に訪れることは少なく、試験前の時期に集中的に殺到している結果、TAの学習支援が単なる試験対策に陥っているくらいがある。また、専任教員とTAとの連携も十分とはいえない。	・問題点に対する改善方策 TAによる学習支援を大いにPRすると共に、各種運動部やサークルの顧問とも緊密に連携を図ることが望ましい。また、専任教員とTAとが定期的に会合を持ち、細かな連携を図る。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
---------	--------	------

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続) A群・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性 B群・教員選考基準と手続の明確化 B群・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性 C群・任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況	【現状】 本学部では、「人事計画委員会」が設置されており、全学的な「教員の募集・任免・昇格に関する基準」が守られるように、また、すでに教授会で了承された長中期の人事計画がスムーズに実現できるように、この委員会が中心的な役割を果たしている。教員選考そのものは審査委員会が行なうが、基準と手続きの明確化もこの委員会が行なっている。なお、本学部では、2003年から、教員人事においては公募を原則とする決定を下している。ただし、任期制等の教員の流動化については、法科大学院ではおこなっているが学部では導入していない。 【長所】 教員人事に関して、透明性、公平性、適切性が図られる。 【問題点】 「人事計画委員会」と各講座や各科目群との緊密な連携が必要である。	・問題点に対する改善方策 今後、「人事計画委員会」と各講座や各科目群とが緊密に連携し、長期的に人事計画を行う。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教育研究活動の評価) B群・教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性 B群・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性	【現状】 教員の研究活動に関しては、学会誌や紀要等に発表される論文、所属する学会やシンポジウム等での研究発表等で、適切になされており、教員の採用・昇格にあたっても、客観的な評価がなされてきている。一方、教員の教育活動に関しては、教育成果の客観的な評価は必ずしも容易ではないという認識がある。伝統的に、教員の採用の選考にあたっての評価基準としては、研究能力の客観的な評価が中心になっている。一方、法科大学院の実務家教員の場合には、今までとは異なったフレキシブルな評価基準をすでに導入している。 【問題点】 研究活動及び教育活動の両面において情報を共有し、教育の計画的履修・段階的履修のために役立たせる必要がある。	・問題点に対する改善方策 教育成果の客観的な評価には困難な面が多いが、それとは別に、より良い教育活動の実現のために、むしろ各科目群や各講座で、授業のあり方をめぐる意見交換をしたり密接な連携をとったりして、全体の教育レベルを上げていく。

6 研究活動と研究環境

(1) 研究活動

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
【目的・目標】 本学部における研究活動を活発にし、そのための環境整備を図ること。		
(研究活動)	【現状】 法律研究所発行の『法律論叢』と“MEIJI LAW	・問題点に対する改善方策 紀要の発行主体である法律研

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
A群・論文等研究成果の発表状況 C群・国内外の学会での活動状況 C群・当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況 C群・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況	JOURNAL”は、現在、本学部教員による研究成果発表のための重要な場となっている。毎年、着実に巻・号を重ね、毎回充実した内容として、学外においても高い評価を得ている。『法律論叢』に関して、執筆者の拡大について、検討を重ね、査読を条件として本学出身者に拡大された。知的財産法分野において、寄付講座が新設されこの分野において活発な研究が展開されている。 【長所】 『法律論叢』及び“MEIJI LAW JOURNAL”の存在は、研究成果の発表の場として貴重である。本学では専任教員が、どのような紀要ないしは雑誌に論文その他の論稿を、どの程度発表しているのかは、本学企画部調査課でまとめ公表している。 【問題点】 紀要執筆者に対する資料費が十分ではないことが指摘されている。とりわけ“MEIJI LAW JOURNAL”については、外国人に翻訳・添削を依頼する必要があるため、この点の配慮が特に必要である。なお、本学部の専任教員が、どのような紀要ないしは雑誌に論文その他の論稿を、どの程度発表しているのか、正確な数字については把握しきれていないという根本的問題状況が存在している。	研究所に対するさらなる予算措置が急務である。専任教員に毎年どこに、どのような論文を公表したのかをできる限り自己申告させる必要がある。 知的財産法分野において、寄付講座が新設されたが、この分野での人材が、教員の法科大学院への移籍及び定年退職後、充足されておらず、人材の確保充実が急務である。この分野は、法科大学院との連携により、法学部の特色ある研究分野としていく。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(研究における国際連携) C群・国際的な共同研究への参加状況 C群・海外研究拠点の設置状況	【現状】 西シドニー大学法律・ビジネス学部との教育・研究交流が展開されている。これにより、西シドニー大学の担当教員とのワークショップが定期的開催されている。 【長所】 これにより法学部は、オーストラリアに研究を展開する拠点をもつことが可能となった。 【問題点】 法律家養成制度が国ごとに異なることから、それに伴い本学部のあり方が異なるため(例えば、アメリカ合衆国では、法学教育は基本的に大学院レベルとして位置づけられている)、学部単位での国際連携を図ることは困難な面もある。	・問題点に対する改善方策 西シドニー大学に留まらず、今後アジア・太平洋地域との多大学とのさらなる国際連携を、国際交流センターと連携しながら展開させる。今後は、本学法科大学院をも含めた形での国際連携を「国際交流・留学支援委員会」の分科会等で検討する必要がある。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教育研究組織単位間の研究上の連携) A群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係 C群・大学共同利用機関、学内共同利	【現状】 本学部資料センターが法科大学院附属ローライブラリーへと発展解消された。社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所において、本学部教員が所員として各種研究を遂行している。また、大学院法学研究科に設置の特定課題研究所にも本学部教員が参画している。 【長所】 本学部資料センターが法科大学院附属ローライブラリーになり、施設の充実が図られた。	・問題点に対する改善方策 図書館及び法科大学院と連携を図り、利用上の不便を解消していく。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
用施設等とこれらが置かれる大学・大学院との関係	【問題点】 本学部専任教員及び学生、さらには法学研究科の学生には、他機関の付属施設となったために、利用にかえて不便をきたす結果となった。	

(2) 研究環境

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(経常的な研究条件の整備) A群・個人研究費、研究旅費の額の適切性 A群・教員個室等の教員研究室の整備状況 A群・教員の研究時間を確保させる方途の適切性 A群・研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性 B群・共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性	【現状】 研究費が申請により、教員一人あたり年間 35 万円得ることができ(「特定個人研究費」)、また国内において開催される研究会に2回出席するために実費が支給されている。教員には、研究室が一人に一室用意されている。共同研究費としては、学部独自のものはないが、社会科学・人文科学・科学技術の各研究所の研究費において制度化されている。また、科学研究費補助金等による学内外の研究者との共同研究も行われている。 【長所】 特別研究の制度が存在し、一年間研究に専念できるような制度が存在している。 【問題点】 研究室の状況が不十分である。とりわけ問題なのは研究室に十分な書籍を置けないことである。これは、研究室として機能していないことを意味する。また、駿河台校舎研究棟において、休日は空調設備が稼動しておらず、研究に支障をきたしている。	・問題点に対する改善方策 都心という場所から言って、このような狭隘で不便な研究室という現状はやむを得ない面も、存在するが、近傍の大学(専修大学、法政大学)と比較してこの面の整備は遅れており、早急に改善することが必要である。同様に、和泉地区の研究室も劣悪であり、研究室の改善は、「年度計画書」に基づいて検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(競争的な研究環境創出のための措置) C群・科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況 C群・学内的に確立されているデュアルサポートシステム(基般(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム)	【現状】 科学研究費の助成を 2006 年度・2007 年度とも6件獲得し、外部資金の導入が着実に進んでいる。 流動研究部門として、2004 年度から本学に特定課題研究所の制度が設けられた。現在、犯罪と刑罰プロジェクト、日本法史プロジェクト(比較法史学プロジェクト)、ビジネスロー研究センター(プロジェクト)、サイバー法プロジェクト、法と社会科学プロジェクト、比較法文化研究プロジェクトが設置され、研究活動が実施されている。 【長所】 大きな学部をなしているのもので、そこには多数の教員が配置され、切磋琢磨する要因となっている。例えば、主要な科目には複数の教員を配置し、競争的な環境が創出される、一つのインセンティブとして機能している。	・問題点に対する改善方策 研究費助成の申請には、申請手続き、さらには、その資金を管理・運営するサポート体制が必要であり、研究・知財戦略機構や社会科学研究所、人文科学研究所と連携することでさらなる充実を図る。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
の運用の適切性 C群・流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況 C群・いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性	【問題点】 外部資金の導入について、教員間及び他学部との連携が十分にはとれていない。	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(研究上の成果の公表、発信・受信等) C群・研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性 C群・国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況	【現状】 研究成果の公表、発信・受信について、個々の教員任せで、特別な措置はとられていない。 【長所】 法学の研究においても、その成果を比較的短期に公表できるものと、長期間を要するものがあるが、現状では各教員の研究ペースに委ね、自由な雰囲気が生じている。 【問題点】 学内での教育及び委員としての負担が過重で、国内で研究成果を公表することはまだしも、国外でそれをするとはほとんど不可能に近い。	・問題点に対する改善方策 教員には研究に専念できる環境や制度を整備し、さらに国内外での研究の発信・受信をサポートする体制を研究・知財戦略機構と連携して改善を図る。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(倫理面からの研究条件の整備) C群・倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性 C群・医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性	【現状】 法学の分野では、その研究に自制が求められるものはほとんど存在しないので、この点からの規制の必要性はない。法学の分野に関する限り、この点の整備は必要がないが、全学的な検討機関が今後必要とされる。	・問題点に対する改善方策

7 施設・設備等

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★ 目的・目標		

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
・大学・学部理念 ・大学・学部施設	・目的を達成するよう教育・研究を行う上で、十分な施設・設備を整備する。 ・整備を適切に管理・運用する。	
(施設・設備等の整備) A群・大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 B群・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況 C群・社会へ開放される施設・設備の整備状況 C群・記念施設・保存建物の保存・活用状況	【現状】 大学としては、リバティ・アカデミーを設けている。また、生涯学習の推進を図ることを目的として科目等履修制度を設けている。このほか、図書館・博物館も一般市民に開放している。 (駿河台) リバティタワーやアカデミーコモンにおいて、多くの教室が提供されている。 (和泉) メディア棟の建設が実現した。 【長所】 (駿河台) リバティタワーやアカデミーコモンの完成により教室環境など教育関連のハードの面ではかなり改善されている。 (和泉) メディア棟ができたことにより、教育環境が一定程度改善した。 【問題点】 (駿河台) ・学部4年間一貫教育を実現するための基盤が整備されていない。 ・教育機器の利用等について、十分な教育支援がなされていない。 (和泉) ・専門と教養という二元的な図式が維持されている。 ・利用者にしかわからない不便が生じている。	・問題点に対する改善方策(駿河台) ・研究・教育・文化と知のアーカイブを中心とする駿河台地区再開発を具体的に推進する。 ・それまでの対応策として、空き教室の利用を認め、これに関する情報を学生に提供する。 ・現在リバティタワーに設置されているサポートデスクとネットワークサポートデスクなどの施設・設備を統合化することと、教員室における支援業務を確立するための場所を確保する。そして、和泉校舎に設置された統合的なワンストップサービスを目指した和泉AV・ITサポートデスクの駿河台校舎版を実現する。 (和泉) ・専門と教養という二元的な図式から離脱した新しいグランド・デザインを構想する。 ・メディア棟利用の問題点の所在を明らかにして、メディア棟を逐次教員・学生の意向を汲んだ、使い勝手のよいものとする。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(キャンパス・アメニティ等) B群・キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況 B群・「学生のための生活の場」の整備	【現状】 2003年10月に、駿河台A地区(リバティタワー・研究棟・中央図書館)を対象として、環境保全にかかわる国際規格であるISO14001を取得した。その認証運営として、サーベイランスの受審や全部門を対象とした内部環境監査等を実施している。 法学部からも環境保全推進実行委員や推進実行員を出しており、ISO14001の認証運営に関与している。法学部は、サーベイランス(2004年度)およ	・問題点に対する改善方策構成員および準構成員の環境に対する意識をさらに高めるような取組みの実施を大学に働きかける。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
備状況 B群・大学周辺の「環境」への配慮の状況	び内部監査(2004年度～2006年度)を受審し、いずれも指摘事項等はなかった。 ・本学は、学生生活をサポートするものとして、奨学金、サークル・体育会、アパート・アルバイト紹介、セミナーハウス、学生健康保険、学生相談室等を用意している。 【長所】 大学内の構成員(教職員等)や準構成員(学生等)において、環境に対する意識が高まってきている。 【問題点】 環境に対する具体的な取組みが必ずしも十分に行われているとはいえない。学生相談の利用に対して、それに対応する人的・物的資源が必ずしも十分であるとはいえない。	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(利用上の配慮) A群・施設・設備面における障害者への配慮の状況 C群・各施設の利用時間に対する配慮の状況 C群・キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況	【現状】 ・リバティタワー、アカデミーコモン、研究棟等においては、エレベーターが設置されている。 ・図書館の開館時間は、夏季・冬季休業期間などを除き、原則として、中央図書館では、月曜～金曜が8時30分～22時、土曜が8時30分～19時、休日が10時～17時であり、和泉図書館では、月曜～金曜が8時30分～22時、土曜が8時30分～19時、休日は休館となっている。 研究棟研究室(駿河台校舎)については、7時～22時まで利用可能となっている。 【長所】 障害者への配慮について、駿河台においては一定の措置が講じられている。 【問題点】 ・特に和泉において、バリアフリーに対して、十分な措置がとられているとはいえない状況にある。 ・研究棟研究室(駿河台校舎)の利用時間が制限されている。	・問題点に対する改善方策 特に和泉において、バリアフリー化をすすめる。 ・管理・防犯上の問題を考慮する必要があるが、研究棟研究室についてはさらに利用時間の延長を行う。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(組織・管理体制) B群・施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確	【現状】 外部業者にも委託して、衛生・安全を確保するシステムが確立されている。また、研究室については、研究室の施錠を呼びかけているほか、守衛係員に	・問題点に対する改善方策 大学全体で統一的な組織・管理体制の一層の連携を検討する必要がある。また、プライバシーの観点からも安全体制

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
立状況 B群・施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況	頻繁にパトロールしていただいている。 【長所】 現在のところ、大きな衛生・安全上の問題は生じていない。 【問題点】 建物の構造上、外部者の侵入を防止することができない。駿河台研究棟については、外部者は4階の事務室を通すとのルールが必ずしも守られていない。また、研究室への勧誘の電話も防止することができない。	を構築する必要がある。

8 図書館および図書・電子媒体等

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 図書・電子媒体等の資料を体系的・計画的に整備し、利用者の有効な活用に供する。		
(図書、図書館の整備) A群・図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性 A群・図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性 A群・学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性 A群・図書館の地域への開放の状況	【現状】 継続図書(外国の判例集など)の購入費が増大している。研究上必要な書籍の購入費(研究用図書費)を圧迫しており、事実上新たな外国の学術論文等の所蔵ができないという事態も生じている。 図書館には主に外国の重要な学術雑誌で所蔵されていないものもある。 ローライブラリーには、法学関係の図書・雑誌を中心に資料が所蔵されている。 主に中央図書館では、蔵書数の増大に伴い、書架の蔵書スペースに余裕がなくなり、雑誌のバックナンバーや一部の書籍については、保存書庫(生田図書館)で所蔵せざるをえなくなっている。 機器・備品については、自動貸出機・自動書庫・情報コンセント(いずれも中央図書館)などが整備されている。 学生閲覧室の座席数は、2006年3月31日現在で、中央図書館(駿河台校舎)で1,274席、和泉図書館で1,049席である。 開館時間は、夏季・冬季休業期間などを除き、原則として、中央図書館では、月曜～金曜が8時30分～22時、土曜が8時30分～19時、休日が10時～17時であり、和泉図書館では、月曜～金曜が8	・問題点に対する改善方策 継続図書の中には比較的安価な電子媒体で代替可能なものもあるので、それによって購入費を捻出する。 図書館未収蔵の外国学術雑誌については、ローライブラリーに所蔵されているものもあるので、それを活用する。 電子媒体の資料を導入することにより、蔵書スペースを確保する。 図書館利用者に対する利用上の配慮については、休日に書庫へ入庫できるようにし、また同じく休日に貸出業務を行うようにする。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	時 30 分～22 時, 土曜が 8 時 30 分～19 時, 休日 は休館となっている。 図書館ネットワークの整備は, 図書館ホームページが整備され, OPAC (蔵書目録検索), ポータルサービス(利用者各自で貸出予約・貸出期限延長・大学内他館からの蔵書取り寄せができるサービスシステム)などの利用が可能である。 【長所】 図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性, 適切性については, 一般閲覧室のほかグループで討議しながら利用できる共同閲覧室が設けられるなど, 利用者の利用目的に応じて差別化を図るなどの工夫も見られる。 【問題点】 継続図書(外国の判例集など)の購入費が増大しているため, 研究上必要な書籍の購入費(研究用図書費)を圧迫しており, 事実上新たな外国の学術論文等の所蔵ができないという事態も生じている。 図書館には主に外国の重要な学術雑誌で所蔵されていないものもある。 中央図書館の利用者が保存書庫の文献を閲覧・借り出しをする場合, 申し込んで少なくとも 1 日待たなければならないという事態が生じている。	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(学術情報へのアクセス) B群・学術情報の処理・提供システムの整備状況, 国内外の他大学との協力の状況	【現状】 本学の図書館では, ホームページ上に OPAC (蔵書目録) 検索が可能である。 このほか, 同じく図書館ホームページ上で, 本学の学生・教職員であれば誰でも利用できるサービスとして, 「外部データベース」「電子ジャーナル」を挙げることができる。 学部データベースは, 調査・研究に役立つものであり, NACSIS-IR や LexisNexisAcademic などを利用することができる。 電子ジャーナルは, コンピューター・ネットワークを介して電子的に配信される学術雑誌であり, タイトルによっては目次だけでなく, 抄録や本文まで表示することもできるものである。 他大学とも協力状況については, 文献相互貸借・	・問題点に対する改善方策 他大学との連携の拡大, 他大学での利用時の手続の簡素化など, サービスを一層拡大する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	文献複写を行っている。このほか、8 大学(明治・青山学院・國學院・学習院・東洋・法政・明治学院・立教の各大学)の協力組織「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム」では、各大学の学生・教職員が各図書館の利用・目録情報の横断的検索・図書の貸出サービスを受けることができる。なお、同コンソーシアムに加盟している他大学から本学への来館者が、コンソーシアム全体の半数を超えている状況である(明治大学図書館「2002 年度図書館年次報告書」3 頁)。 【長所】 他大学と比較しても相当程度充実したサービスを行っている。 【問題点】 サービスの改善についてはさらなる余地がある。	

9 社会貢献

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(社会への貢献) ★目的・目標 大学における社会貢献とは、優秀な人材を社会に送り出すことのみではなく、日々の研究の成果を社会に還元することである。		
B群・社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度 B群・公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況 B群・教育研究上の成果の市民への還元状況 C群・ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性 C群・地方自治体等	【現状】 2006 年度は、「リバティ・アカデミー」の講座に、14名の講師を派遣し、20回以上の講義を実施した。また、和歌山県の新宮市において、「新宮市・明治大学市民講座」の講師を派遣した。 2006 年度においては、具体的に下記に列举するもの等の実績がある。 ・環境省(中央環境審議会臨時委員、疫学研究に関する審査検討会) ・厚生労働省(厚生科学審議会専門委員、労災保険制度の在り方に関する研究会) ・法務省(法制審議会委員、平成 18 年度新司法試験考査委員、検察官・公証人特別任用等審査会試験委員) ・人事院(国税専門官試験専門委員) ・内閣府(総合科学技術会議専門委員、生命倫理専門調査会) ・文化庁(芸術選奨選考審査員) ・参議院(少子高齢社会に関する調査会) 等 その他 ・日本弁護士連合会(外国法事務弁護士綱紀委員会)	・問題点に対する改善方策 今後とも、今年度のような取り組みができるように努める必要がある。 今後とも、広く市民に親しまれる公開講座を開設できるよう努める必要がある。 今後とも、教育研究上の成果を市民に還元できるよう努める必要がある。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
の政策形成への寄与の状況 C群・大学附属病院の地域医療機関としての貢献度	・第二東京弁護士会(男女共同参画に関する有識者会議)・日本学術会議(会議委員) ・大学基準協会(相互評価委員会) ・国立国際医療センター(ヒトES細胞研究倫理審査委員会) ・日本学術振興会(科学研究費委員会専門委員) ・国際協力機構(法制度支援プロジェクト) ・民事紛争処理研究基金(理事) 等 2006年度においては、具体的に下記に列举するもの等の実績がある。 ・神奈川県(消費生活審議会) ・埼玉労働局(労働条件確保改善推進委員会) ・千代田区(個人情報保護審議会委員) ・藤野町(情報公開・個人情報保護委員会) ・新宮市(総合計画審議会) 等 【長所】 上記「リバティ・アカデミー」及び公開講座における講座数、受講者数は毎年確実に増加している。また、教育・研究成果の市民への還元についても、各種分野に及び増加傾向にある。 【問題点】 特になし。	

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(企業等との連携) ★目的・目標 大学が生み出す知識・技術等を社会に有効に還元するため、情報発信環境を大いに活用し、あらゆる世代に対し、いつでもどこからでも明治大学の知のアーカイブスへのアクセスを可能にし、産学連携を推進していく。		
C群・企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性 C群・寄附講座の開設状況 C群・大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策 C群・企業等との共同研究、受託研究	【現状】 現在は行っていない。 【長所】 【問題点】 学部として企業等との連携体制は構築されていない。	・問題点に対する改善方策 今後、リバティ・アカデミー及び社会連携知財本部との関係を明確にし、法学部として可能な体制づくりを検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
の規模・体制・推進の状況 C群・特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況 C群・産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況		

10 学生生活

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 学生の自立支援の充実のために、奨学金を含む各種奨励制度拡充、新入生への導入教育や課外教育プログラム・キャリア開発教育プログラムの多様化を進め、さらには、ユニヴァーシティ・アイデンティティの確立と学生の動機付けとの連携を促進するとともに、ハラスメント防止対策、およびメンタル・ヘルスと学生相談をより効果的なものにすることを目指している。		
(学生への経済的支援) A群・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性	【現状】 全学的な奨学金や経済的支援に加え、法学部独自の制度としては、大澤芳秋基金および升本育英会による奨学金があり、学業優秀であり経済的に困窮している学生に対して助成を行っている。 【長所】 全学的なものと学部独自なものを含め、全体として多様な奨学金制度を運営している。 【問題点】 学部独自の新しい奨学金制度の創設が求められる。	・問題点に対する改善方策 「野田孝明基金」について、本学部からの法科大学院進学者および大学院法学研究科進学者への奨学金等に振替えるべく、その有効活用について検討する。
C群・各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性	【現状】 学部独自の奨学金については、募集時期に掲示を出すほか、Oh-o! Meijiのコンピューター・ネットワークを通して、奨学金の募集を行っている旨の情報を流している。 【長所】 奨学金申請に関する学生への情報提供は、適切な時期に十分に行われている。 【問題点】	・問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(生活相談等) A群・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性	【現状】 2005 年度から法学部では半期の法律リテラシー・教養基礎演習を導入し、法学部のすべての学生が少人数ゼミを履修することになった。これは、高校教育から大学教育への勉学上の自立を促す橋渡しを狙いとしているが、同時に、大学生活における悩みや進路相談など、勉学に関連する生活相談の相手として担当教員が対応できる仕組みとなっている。 【長所】 担当教員が 20 名という少数の学生と毎週顔をあわせるなかできめの細かい対応が可能である。 【問題点】	・問題点に対する改善方策
A群・ハラスメント防止のための措置の適切性	【現状】 学部レベルでは、1 年生を対象とした法律リテラシーと教養基礎演習という必修科目のなかでハラスメント防止の教育も行っている。 【長所】 少人数ゼミの場で注意を喚起することは効果的であると考えられる。 【問題点】	・問題点に対する改善方策
B群・生活相談担当部署の活動上の有効性	【現状】 基本的には全学レベルの問題であるが、上記の少人数ゼミの担当教員と学生相談室が個別的な学生の問題について連携を取ることによって、より効果的な対応が取れるものと考えられる。 【長所】 学部にあっては、ゼミ等少人数の必修科目において教員と学生との緊密な人間関係が構築され、学生の状況が把握できる。 【問題点】	・問題点に対する改善方策
C群・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況	【現状】 全学レベルでの対応に委ねている。 【長所】 専門家による適切な対応が取られている。 【問題点】	・問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
C群・学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況	【現状】 全学的な対応に委ねている。 【長所】 全学での密接な連携がとられている。 【問題点】	・問題点に対する改善方策
C群・不登校の学生への対応状況	【現状】 不登校の学生については、できるだけ早期に問題を把握する必要があるが、この点については、上記の少人数ゼミにおいて、担当教員が欠席の続く学生に対して呼び出して話を聴くなどの対応が取れる仕組みになっている。 【長所】 ゼミ等少人数の必修科目において教員と学生との緊密な人間関係が構築され、学生の状況が把握できる。 【問題点】	・問題点に対する改善方策
C群・学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用状況	【現状】 学部では学生生活に関する満足度アンケートは行っていない。 【長所】 【問題点】	・問題点に対する改善方策
C群・セクシュアル・ハラスメント防止への対応	【現状】 全学レベルで対応しているほか、ゼミ等の少人数ゼミにおいて予防のための指導を行なっている。 【長所】 必修少人数ゼミにおける防止教育は効果的であると思われる。 【問題点】	・問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(就職指導) A群・学生の進路選択に関わる指導の適切性	【現状】 全学での就職ガイダンスのほか、法学部では、年に2回就職セミナーを開催している。これは主に3年生を対象としているが、1年生と2年生も参加することができる。また、2006年度からインターンシップ制度を導入し、その運営を開始することにした。その拡充により、より多くの学生が、自己の体験に	・問題点に対する改善方策 インターンシップ制度の確立・拡充を通して、一般企業への就職を希望する学生への指導・援助を強化していく予定である。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	基づいてより適切な進路選択を考えることができるようになることが期待される。 【長所】 【問題点】 これまで法曹を中心とする進路への指導に重点が置かれ、一般企業を希望する学生への指導は必ずしも十分でなかった嫌いがある。	
B群・就職担当部署の活動上の有効性	【現状】 就職部が、全学的な観点から、求人、求職、就職相談等の就職支援を行っている。 【長所】 就職部による就職支援活動は、有効に機能している。 【問題点】	・問題点に対する改善方策
C群・就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況	【現状】 全学的に対応している。 【長所】 専門的な知識と経験を身に付けた職員による的確な就職指導が行われている。 【問題点】	・問題点に対する改善方策
C群・学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性	【現状】 学部では年に2回就職ガイダンスを行っている。このほか、ゼミおよびゼミOBが個別的に一般企業についての情報提供等を行っている。 【長所】 【問題点】 ゼミ等を通しての個別的対応はゼミ等に応じて異なる点に問題がある。	・問題点に対する改善方策 ゼミ等の個別的対応を制度化することは困難であるが、それとは別に、インターンシップの確立・拡充を通して、実効性のある就職指導を行っていく予定である。
C群・就職活動の早期化に対する対応	【現状】 法学部では、3年生に向けて「法学部就職セミナー」と銘打って、既に著名一般企業等から内定を得た法学部4年生による「エントリーシート」の書き方や面接指導(模擬面接)といった実践的指導を実施している。と同時に、1・2年生を対象とする法学部OBおよび内定取得者による講演会やシンポジウムを開催し、学生が早い段階から将来に向けた	・問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	準備を整える手助けをしている。 【長所】 学部への対応は、就職に対する早い時期からの準備に役立っている。 【問題点】	
C群・就職統計データの整備と活用状況	【現状】 就職部のまとめた統計データを、学部では、受験相談、父母懇談会および新入生父母説明会等においての説明に活用しているとともに、就職セミナー等の開催を準備する際にデータを参考にして、同セミナーの内容・構成を検討している。 【長所】 本学の就職に関するデータが、学部別に、詳細に把握することができ、種々の資料や行事に役立てることができる。 【問題点】	・問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(課外活動) A群・学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性	【現状】 法学部学生の学問研究の自由を確保し、学術の高揚・促進を図ると共に、法学部の教員および学生間の親睦を図ることを目的とする「法学会」が存在しており、教員、学生双方から運営委員が出て運営されている。この「法学会」の活動に対し、学部は積極的に指導、支援を行っている。 【長所】 学部では課外活動に対する積極的な支援を行っている。 【問題点】	・問題点に対する改善方策
C群・学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度	【現状】 2006年度から、法学部の夏季の課外授業プログラムとして、オーストラリアにおいて法律制度の仕組みを勉強しながら英語の研修にも役立てるプログラム(Summer Law School)が発足した。これは、日本の法制度を外から見ると養うのに役立つとともに、将来のキャリア形成への意欲や動機付けにも役立つであろうと考えられる。	・問題点に対する改善方策 学生の要望を汲み取る何らかの仕組みを作っていくのが望ましい。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	【長所】 【問題点】 課外活動全般については、学生の要望を聞きながら、学生が積極的に参加できるものをさらに考えていく必要がある。	
C群・資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性	【現状】 司法試験受験のための法制研究所が設置され、活動している。 【長所】 法制研究所は、これまでの司法試験受験生に対して、実効性のある勉学機会を提供してきている。 【問題点】 2006年度より法科大学院修了者を対象とする新司法試験が開始され、現行(旧)司法試験の合格者の割合が2010年に向けて漸減していく中で上記「法制研究所」の位置づけ及び法科大学院修了者の新司法試験合格に至るまでの処遇について明確なビジョンが提示されていない。	・問題点に対する改善方策 遅くとも2010年までに左記「法制研究所」各研究室を再編統合し、法科大学院修了者に対する新司法試験合格支援機関とすることによって、とりわけ法科大学院卒業後新司法試験合格に至るまでの学習の場を確保する。
C群・学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況	【現状】 法学部では、随時、「法学会」の委員長(学生)をはじめとした同会各部門の学生責任者との意見交換を行っている。また、年に1回、教員・学生双方の「法学会」運営委員〔会長(法学部長)、副会長(法律学科長)、委員長(学生)、副委員長(学生)、各部門部長(教員)各部門正副責任者(学生)〕が出席しての「懇談会」を開催して意見交換をすることになっている。 【長所】 「法学会」を通して意見交換をすることにより、学生との意思疎通を図ることが可能となっている。 【問題点】	・問題点に対する改善方策

11 管理運営

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 理念・目的を実施するために管理・運営を適切、公正に行う。		

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教授会) A群・教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性 B群・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性 B群・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性	【現状】 教授会の自治の観点から、教授会規程7条に掲げられた事項すべてについて、教授会の議決を経て運営されている。教育課程については、教授会内に設置されたカリキュラム改革検討委員会の答申に基づいて審議し、議決するという方式をとっている。2005年度より、新しいカリキュラムを導入した。また、人事に関しては、専門科目委員会、教養科目委員会の予備審査を経た上で、教授会で審議し、議決されている。なお、専任教員の新規採用を適切にすすめるため、人事計画委員会が設置され、公募を基本として中長期の人事計画や単年度計画の原案が策定されている。 学部長は教授会の議長となり、教授会で議決された事項について職務を履行するという関係にある。 評議員として学部から通常数名が選出されるほか、学部長は職務上の評議員となり学部長会等審査会を通じて連携している。 【長所】 教授会ならびに各種委員会の権限は学内規定および学部規定で明示されており、民主的な運営がなされていると考える。 【問題点】 教育課程や教員人事について、さらに新しい時代に即した体制を整える必要がある。	・問題点に対する改善方策 専任教員の採用に関し、年齢構成のアンバランスの解消、外国人教員の採用、客員教員等の活用などへ向けたアクション・プランの策定、教員採用基準・手続きの一層の明確化・透明化・客観化について、今後も検討する必要がある。また、教学及び学部の大学における権限がより明確化される必要がある。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(学長、学部長の権限と選任手続) A群・学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性 B群・学長権限の内容とその行使の適切性 B群・学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性	【現状】 学部内規によって、予備投票による上位3者の候補者が所信を表明している。学部長は、出席した議決権を持つ教授会員の過半数の同意を得て推薦される。学長は、連合教授会において候補者が推薦され、共通事項について、全学的観点から学長のもとで運営されている。 【長所】 現在のルールとその実施状況は、手続の透明性・公平性において適切・妥当なものと考えている。 【問題点】 学部長選出について、将来的に、事前立候補制と立会演説会等の導入について検討する必要がある。	・問題点に対する改善方策 法学部執行部において事前立候補制について検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
B群・学部長権限の内容とその行使の適切性 C群・学長補佐体制の構成と活動の適切性 C群・個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況		
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(意思決定) B群・大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性	【現状】 連合教授会規程等により、意思決定プロセスは明文化されている。また、学長の方針は、「学長室だより」等の広報文書や教授会を通して教員に周知されている。 【長所】 大学の意思決定プロセスと意思を全学的に周知させるシステムは適切に運用されていると考える。 【問題点】 特になし。	・問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関) B群・評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性	【現状】 連合教授会規程や学部長会規定などの整備がされている。 【長所】 全学的な審議機関の権限は明確になっている。 【問題点】 特になし。	・問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(教学組織と学校法人理事会との関係) A群・教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性	【現状】 理事会・評議員制度と学長・教学の二重組織を敷いている。 【長所】 学長のリーダーシップがより明確になったことにより、教学側の法人理事会との連携が円滑になった。	・問題点に対する改善方策 評議員制度，教学権の確立，理事会等の改革を推進する必要がある。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	【問題点】 評議員制度，教学権の確立，理事会等のさらなる改革を検討する必要がある。	

12 財務

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 学部 の長・中期および単年度の教育・研究計画に基づきその計画を実現するための予算の立案・要求ならびに配分された予算についての適正な執行をする。		
(教育研究と財政) B群・教育研究目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況 B群・総合将来計画(もしくは中・長期の教育研究計画)に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性 C群・教育・研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況	【現状】 【長所】 【問題点】	・問題点に対する改善方策 学部においては，教育・研究計画の検証を絶えず行う。また，大学予算のみに依拠しない方策(外部資金の獲得など)を検討する。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(外部資金等) B群・文部科学省科学研究費，外部資金(寄附金，受託研究費，共同研究費など)，資産運用益等の受け入れ状況	【現状】 研究所事務室を通じて文部科学省科学研究費をはじめとした外部資金の申請をしている。研究費の受け入れ・管理も研究所事務室を通じて行っている。 【長所】 【問題点】 科学研究費への申請件数の増加が求められている。	・問題点に対する改善方策 科学研究費への申請件数の増加を図るためには，科学研究費の申請から管理運営に亘るサポート体制の拡大・充実が不可欠であるので，これを大学に働きかける。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(予算編成)	【現状】 予算の執行機関である学部において策定した教	・問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
C群・予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化	育・研究に関わる長・中期計画および単年度計画書を学長に提出するとともに、重点的な計画(政策的計画)を学長および教務・学務理事ヒアリングにおいて説明し、予算要求を行っている。これをもとに学長は年度計画書等を作成、理事長に提出する。理事長は、年度予算編成方針案を理事会に付議し、その審議を経て、年度予算編成方針を決定し、これを予算責任者に通知している。これを受けた予算責任者は、収入概算書および予定経費要求書を財務理事に提出、財務理事は、必要な調整を行い、予算原案として整備し、これを理事長に提出する。理事長は、年度予算編成方針に基づき予算原案を作成し、理事会に付議、予算案を決定し、予算責任者に通知している。 【長所】 予算編成過程における執行機関(学部)と審議機関(理事会)の役割が明確である。 【問題点】	
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(予算の配分と執行) B群・予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性 C群・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況	【現状】 学部に配付された予算は、予算科目内訳説明書により項目ごとに配分し、この配分に基づき予算を執行している。執行状況は、公認会計士による法定監査において確認されるとともに、教授会員の求めがあればいつでも開示できるようにしている。教育振興費における各計画は、学部執行部においてその効果を検証し、次年度の計画立案に反映させている。 【長所】 予算配分とその執行について、明確性、透明性、適切性が保たれている。 【問題点】	・問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(財務監査) B群・アカウントビリティを履行するシステムの導入状況 B群・監査システムの運用の適切性	【現状】 学部予算は、学部事務長が予算管理者として管理をしており、監査等の時には予算の管理および執行状況について説明をしている。監査は、公認会計士による年1～2回の法定監査が行われている。	・問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
	【長所】 適切に運用されている。 【問題点】	
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(私立大学財政の財務比率) A群・消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性	【現状】 学部として大学の財務関係比率に対する指標や目標を定めることはしていない。 【長所】 【問題点】	・問題点に対する改善方策

13 事務組織

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 建学の精神に基づき、学部教授会において決定される教育研究に関わるさまざまな問題や提案に対して深い理解を有し、教学組織に対して適切なサポートならびに企画立案をおこなう支援・連携協力体制を整備する。		
(事務組織と教学組織との関係) A群・事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況 B群・大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性	【現状】 事務分掌規程と教授会規程に基づいて、相対的独自性が確保され、同時に有機的に連携が保たれている。また、職員は教授会等、学部の教育研究に関わる各種会議体に事務局として運営のサポートと実質的に政策の合意形成に協力している。 【長所】 学部事務室として学部が付随し、なおかつ独立した組織であるので、学部執行部ならびに教授会の意向に沿った形でのサポート体制が組織できている。また、教授会等、学部の教育研究に関わる各種会議体に事務局として関わることができ、教学組織と事務組織は独立した組織ではあるが、現在は有機的な連携が保たれている。 【問題点】 日々の業務量の増大や事務職員の削減にともない、専門性が求められる新しい改革に対してのサポート体制が不十分となりつつある。また、教学組織へのスムーズなサポート体制や実質的な教育研究業務に、付随参加する方策を検討すべきである。	・問題点に対する改善方策 2007年度の事務機構再編に向けて現行業務の分析および改善案の検討による抜本的な事務機構改革を行う。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(事務組織の役割) B群・教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性 B群・学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性 B群・学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性 B群・国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況 B群・大学運営を経営面から支えるような事務局機能の確立状況	【現状】 学部執行部会、学部内各種委員会に事務局として参加し、執行部や委員長と連携協力し、会議資料の作成や企画立案のサポートをしている。また、学部執行部と協力し、単年度計画書・中長期計画書の作成に関わり、具体的な予算の編成・学内担当部署との折衝窓口となっている。 国際交流、入試、就職などの専門性の高い業務については、専門部署を置き対応している。また、法学部としても、学部独自の就職セミナーを開催し、法学部の学生の就職への動機付けの一端を担っている。 【長所】 学部執行部会、学部内各種委員会に事務局として参加し、執行部や委員長と連携協力し、立案段階から協力体制が組んでいる。 【問題点】 和泉校舎と駿河台校舎に分かれて事務局が存在しているため、業務の効率化が図りにくい(例えば、履修・成績や学籍管理といった業務をそれぞれ行っている)。	・問題点に対する改善方策 キャンパスを一元化することが、解決への近道であることは間違い ないが、それに伴う障壁はあまりにも大きい。であるので、2007 年度からの事務機構改革の中で、現在の細分化された事務組織や事務分掌を見直す。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(事務組織の機能強化のための取り組み) C群・事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性 C群・教学上のアドミニストレータ養成への配慮の状況	【現状】 職場研修制度により、現在抱えている課題とその解決方法について検討する場を設けている。業務の専門性を高める目的としては、学外団体主催の各種研修があり、職員が随時参加して自己啓発を図っている。また、他大学の大学院の大学アドミニストレータ 専攻にも職員を派遣している。 【長所】 職場研修では、部署の構成員が時宜を得た課題を持ち寄り全員で討議をすることにより、課題とその解決策について共通の認識を持つことができる。 【問題点】 業務繁忙期には、とくに学外団体主催の複数回数行われる研修について、継続して研修を受けることが困難になることがある。	・問題点に対する改善方策 研修に参加しやすくできるよう、業務の効率化を図るとともに、職場内の協力体制をとる。職場内の協力により研修に参加した者は、職場研修の際に報告を行う。

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(事務組織と学校法人理事会との関係) C群・事務組織と学校法人理事会との関係の適切性	【現状】 学部の事務組織は、服務管理業務を除き、学部教授会の決定に基づく事項を実行するための、教学上の事務組織として存在する。理事会との直接の関わりはない。 【長所】 教学・法人双方の決定事項が、互いに尊重され、混乱なく運営されている。 【問題点】	・問題点に対する改善方策

14 自己点検・評価

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 各教員個人ではなく組織によって自己点検・評価をおこない、さまざまな問題点を厳正かつ客観的に洗い出すことで、社会が大学に対して求めている現代的な教育を可能にするためのシステム構築を不断に追求してゆく。		
(自己点検・評価) A群・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性 C群・自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況	【現状】 1996年の法学部教授会において「法学部自己点検・評価委員会規程」が定められ、それに基づいて7名の委員によって自己点検・評価の作業が実施されている。各委員の担当項目の分担設定、執筆、同内容の検討等、年数回の会議を重ね、法学部執行部との連携のもとに、修正、加筆等を行いながら、報告書を完成するというのがその作業過程である。自己点検評価の結果を教授会に報告し、各教員が共通認識を形成するよう努めている。 【長所】 【問題点】 改革を行っている各種委員会を代表し得るような、個々の項目に精通している委員が構成員として参加していないために、残念ながら、今年度に関しては、本委員会は十分な活動を行い得ない部分もあった。	・問題点に対する改善方策 今年度は、実質的な活動ができる状況を、法学部として作り上げていくことが出来なかった。構成員の見直しや作成時期(繁忙期に点検評価を行わなければならない)についても早急に検討しなければならない。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(自己点検・評価と改善・改革システムの連結) A群・自己点検・評価の結果を基礎	【現状】 当委員会は、学部から、独立した組織として構成されている。また、昨2005年度から、学部の年度計画書の記載項目を自己点検・評価の項目と合わせている。	・問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	【長所】 こうした改革によって、学部の実況、課題、改革の結果等の客観的分析が可能となり、また、計画書に基づく実施・検討状況を点検・評価しやすくなった。 【問題点】	
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(自己点検・評価に対する学外者による検証) B群・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性	【現状】 自己点検・評価の結果は、学部教授会に報告され、意見を聴取するとともに、教学自己点検・評価報告書に集約され、公表されている。 【長所】 【問題点】 学部の教員によって構成されている自己点検・評価委員会のみで、作業の厳正さと客観性を十全に達成し得るか、という疑問も生じ得る。	・問題点に対する改善方策 大学基準協会等の外部機関によって報告書の内容評価および有効性についてのチェックがなされるべきである。
C群・外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性	【現状】 現段階では特に学外者による評価は行っていない。 【長所】 【問題点】	・問題点に対する改善方策
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(大学に対する社会的評価等) C群・大学・学部の社会的評価の検証状況 C群・他大学にはない特色や「活力」の検証状況	【現状】 大学・学部に対する社会的評価がどのようになっているか、また、特色ある教育研究がなされているか否か。これらについて、学部として十分に把握しているとは言い難い。 【長所】 【問題点】 大学・学部に対する社会的評価の把握が十分でないため、時代に即応した教育システムの改善が適切におこなわれているかどうか明瞭でない。	・問題点に対する改善方策 大学・学部に対する社会的評価を検証するための組織を早急に立ち上げる必要がある。
点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応)	【現状】 法人部署を窓口として、適宜対応しているが、ロースクールの教員と法学部の教員枠とが必ずしも	・問題点に対する改善方策 専任教員の研究活動をさらに盛んにするために、授業担当時

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
A群・文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応	結びつかない点については検討を要するものと思われる。なお、法学部における留年生数は半減し、専任教員の担当授業時間のアンバランスや教員1人当たり学生数の過剰などについても改善が進んでいる。それに伴って、専任教員の研究活動も盛んになってきた。 【長所】 【問題点】 学部における留年生数の半減に伴い、特定必修科目の履修時における担当教員の自由選択制の一層の拡充が望まれる。また、専任教員の担当授業時間については、大学全体として上限(他大学の非常勤も含む)を定めることも必要であろう。なお、大学院法学研究科博士後期課程の定員充足率が十分でない。	間や各種委員会等の校務負担を組織的に減らすことを検討する必要がある。大学院の定員充足率を改善するためには、大学全体での取り組みが必要と考えられる。

15 情報公開・説明責任

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
★目的・目標 組織・運営の状況について積極的に情報を公開し、社会に対する説明責任を果たしていくことが要請されている。そのために、学部の教育理念に基づく活動の現状についての情報を積極的に公開していかなければならない。		
(財政公開) A群・財政公開の状況とその内容・方法の適切性	【現状】 全学的に対応している。 【長所】 公共性の高い学校法人として、社会への説明責任を果たしている。 【問題点】	・問題点に対する改善方策

点検・評価項目	現状(評価)	改善方策
(自己点検・評価) A群・自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性 B群・外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性	【現状】 学部における自己点検・評価の結果は学部教授会に報告され、検討されることになっている。その後、教学自己点検・評価報告書に集約され、公表されている。 【長所】 【問題点】 外部評価制度がまだ設けられていない。	・問題点に対する改善方策 自己点検・評価の客観性を保つとともに、説明責任をより明確に果たしていくために、外部評価の仕組みを設ける。

